

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>3. 1号、2号及び3号炉同時被災時におけるアクセスルートの輻輳性について</p> <p>1号、2号及び3号炉同時被災時におけるアクセスルートの輻輳性について、徒歩での移動によるアクセスルートの輻輳は考えづらいことから車両移動時の輻輳性について考慮する。</p> <p>地震による被害想定一覧を第4図に示す。</p> <p>(1) 可搬型設備の移動の特徴</p> <p>女川原子力発電所の保管場所は、第1～第4保管エリアの2箇所に重大事故等の対応に使用する可搬型設備が設置されている。大型可搬型設備は保管エリアから設置場所に移動する際の往路のみとなるが、タンクローリやホース延長回収車等は、保管エリア等を往復となることが可搬型設備の移動における特徴である。</p> <p>(2) 検討内容</p> <p>保管場所からの可搬型設備の移動において、第1～第4保管エリアから2号炉の使用場所までのアクセスルートのうち、</p> <p>①建物の損壊等の影響により仮復旧する範囲</p> <p>②段差の発生の影響により仮復旧する範囲となる箇所を第5図に示す。</p> <p>第1～第4保管エリアから2号炉に向かうアクセスルートで仮復旧を行う道路部分が片側通行となるが、大型可搬型設備は設置場所に移動する際の往路のみとなるため、車両の通行性に影響はない。なお、タンクローリやホース延長回収車等についても、発電所対策本部が各車両と無線連絡設備（携帯型）等により相互連絡することにより、車両の離合による時間は問題ないとする。</p> <p>なお、1号及び3号炉への対処として、使用済燃料プールへの代替注水車による注水（第1図）及びタンクローリによる給油が考えられるが、これらについても、可搬型設備の移動はタンクローリを除き保管場所から当該号炉への1方向となること、また、注水が必要になるタイミングまで十分な時間的余裕があること（第3表）から、アクセスルートの輻輳の要因とはならず、対応作業への影響はないと考える。</p>	<p>3. 1～3号炉同時被災時におけるアクセスルートの輻輳性について</p> <p>1～3号炉同時被災時におけるアクセスルートの輻輳性について、徒歩での移動によるアクセスルートの輻輳は考えづらいことから車両移動時の輻輳性について考慮する。</p> <p>地震による被害想定一覧を第3図に示す。</p> <p>(1) 可搬型設備の移動の特徴</p> <p>島根原子力発電所の保管場所は、第1、2、3及び4保管エリアの4箇所に可搬型設備が設置されている。このため、可搬型設備はタンクローリを除き、保管場所から設置場所に移動する際の往路のみとなるため、車両の流れは基本的には1方向になることが可搬型設備の移動における特徴である。（第3図）</p> <p>(2) 検討内容</p> <p>保管場所からの可搬型設備の移動において、第1、2、3及び4保管エリアから2号炉の使用場所までのアクセスルートのうち、仮復旧の必要はないが、車両が交互通行となるアクセスルート（幅員7m未満）となる箇所を第4図に示す。</p> <p>第1、4保管エリアから2号炉に向かうアクセスルート及び第2、3保管エリアから作業場所へ向かうアクセスルートの一部で片側通行となるが、タンクローリを除き、可搬型設備は設置場所に移動する際の往路のみとなるため、車両の通行性に影響はない。</p> <p>なお、1号炉への対処として、燃料プールへの大量送水車による注水（第1図）及びタンクローリによる給油が考えられるが、これらについても、可搬型設備の移動はタンクローリを除き保管場所から当該号炉への1方向となること、また、注水が必要になるタイミングまで十分な時間的余裕があること（第3表）から、アクセスルートの輻輳の要因とはならず、対応作業への影響はないと考える。</p> <p>また、アクセスルートのうち道幅が狭い箇所（第4図）を各車両が通行する場合は、無線通信設備（携帯型）を使用し相互連絡することにより、交互通行が可能であることから、車両の通行性に影響はない。</p>	<p>3. 1号、2号及び3号炉同時被災時におけるアクセスルートの輻輳性について</p> <p>1号、2号及び3号炉同時被災時におけるアクセスルートの輻輳性について、徒歩での移動によるアクセスルートの輻輳は考えづらいことから車両移動時の輻輳性について考慮する。</p> <p>地震による被害想定一覧を第4図に示す。</p> <p>(1) 可搬型設備の移動の特徴</p> <p>泊発電所の保管場所は、51m倉庫車庫エリア、1号炉西側31mエリア、1、2号炉北側31mエリア、2号炉東側31mエリア(a)及び2号炉東側31mエリア(b)の5箇所に重大事故等の対応に使用する可搬型設備が設置されている。大型可搬型設備は保管エリアから設置場所に移動する際の往路のみとなるが、可搬型タンクローリ等は、保管エリア等を往復となることが可搬型設備の移動における特徴である。</p> <p>(2) 検討内容</p> <p>保管場所からの可搬型設備の移動において、51m倉庫車庫エリア、1号炉西側31mエリア、1、2号炉北側31mエリア、2号炉東側31mエリア(a)及び2号炉東側31mエリア(b)から3号炉の使用場所までのアクセスルートのうち、</p> <p>①周辺斜面崩壊の影響による仮復旧する範囲</p> <p>②車両が交互通行となるアクセスルート（幅員6m未満）となる箇所を第5図に示す。</p> <p>51m倉庫車庫エリアから3号炉に向かうアクセスルートで仮復旧を行う部分が片側通行となるが、可搬型設備は設置場所に移動する際の往路のみとなるため、車両の通行性に影響はない。なお、可搬型タンクローリ等についても、発電所対策本部が各車両と衛星携帯電話、電力保安通信用電話設備等により相互連絡することにより、車両の離合による時間は問題ないとする。</p> <p>なお、1号及び2号炉への対処として、使用済燃料ピットへの可搬型大型送水ポンプ車によるスプレイ（第1図）及び可搬型タンクローリによる給油が考えられるが、これらについても、可搬型設備の移動は可搬型タンクローリを除き保管場所から当該号炉への1方向となること、また、1.(1)で示すとおり、使用済燃料ピットの冷却水が全量喪失した場合において、燃料被覆管がクリープラブチャするまで約1ヵ月であり、十分な時間的余裕があることから、アクセスルートの輻輳の要因とはならず、対応作業への影響はないと考える。</p>	<p>【女川及び島根】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>記載表現の相違</li> </ul> <p>【島根】</p> <p>記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>泊は往復する可搬型設備があるため記載。</li> </ul> <p>【女川及び島根】</p> <p>記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>プラントの相違による仮復旧する範囲又は車両が交互通行となるアクセスルートの幅員の相違</li> </ul> <p>【女川及び島根】</p> <p>設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1.0.2-補足7-1の設計方針の相違と同じ差異理由</li> </ul>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>4. 評価結果                      上記2～3.の評価及び対策により、1～3号炉が同時に発災しても、2号炉重大事故等の対応については影響を与えないことを確認した。</p>	<p>4. 評価結果                      上記2～3.の評価及び対策により、1～3号炉が同時に被災しても、3号炉重大事故等の対応については影響を与えないことを確認した。</p>	<p>【女川】                      記載内容の相違                      ・泊は評価結果を記載。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

第1表 想定する各号炉の状態

項目	2号炉	1号及び3号炉
要員	<ul style="list-style-type: none"> <li>全交流動力電源喪失</li> <li>使用済燃料プールでのスロッシング発生</li> <li>「想定事故2」※1</li> <li>「高圧・低圧注水機能喪失」</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>全交流動力電源喪失※2</li> <li>使用済燃料プールでのスロッシング発生※3</li> <li>内部火災※4</li> </ul>
水源	<ul style="list-style-type: none"> <li>全交流動力電源喪失</li> <li>使用済燃料プールでのスロッシング発生</li> <li>「想定事故2」※1</li> <li>「高圧・低圧注水機能喪失」</li> </ul>	
燃料	<ul style="list-style-type: none"> <li>外部電源喪失※2</li> <li>使用済燃料プールでのスロッシング発生</li> <li>「想定事故2」※1</li> <li>「高圧溶融物放出/格納容器雰囲気加熱」</li> </ul>	
電源	<ul style="list-style-type: none"> <li>全交流動力電源喪失</li> <li>使用済燃料プールでのスロッシング発生</li> <li>「想定事故2」※1</li> <li>「雰囲気圧力・温度による静的負荷（格納容器過圧・過温破損）（代替循環冷却系を使用する場合）」</li> </ul>	

※1 サイフォン現象による溢水量は、スロッシングによる漏えい量に包絡されるため、使用済燃料プールからの漏えいはスロッシングによる漏えいを想定する。  
 ※2 燃料については、消費量の観点から非常用ディーゼル発電機及び高圧炉心スプレイスレー系ディーゼル発電機の運転を想定する。  
 ※3 使用済燃料プールへの注水が必要となるスロッシングの発生を想定する。  
 ※4 2号炉は火災防護措置が強化されることから、1号及び3号炉での内部火災の発生を想定する。また、1号及び3号炉で複数の内部火災を想定することが考えられるが、時間差で発生することを想定し、全交流動力電源喪失及び使用済燃料プールにおけるスロッシング発生と同時に発生する内部火災としては1つの号炉とする。ただし、消火活動に必要な水源は、1号及び3号炉分の消費を想定する。

女川原子力発電所2号炉

第1表 想定する各号炉の状態

項目	2号炉	1号炉
要員	<ul style="list-style-type: none"> <li>全交流動力電源喪失</li> <li>燃料プールでのスロッシング発生</li> <li>「3.1.3 雰囲気圧力・温度による静的負荷（格納容器過圧・過温破損）残留熱代替除去系を使用しない場合」</li> <li>「4.2 想定事故2」※1</li> </ul>	
水源	<ul style="list-style-type: none"> <li>全交流動力電源喪失</li> <li>燃料プールでのスロッシング発生</li> <li>「2.1 高圧・低圧注水機能喪失」, 「2.4.2 崩壊熱除去機能喪失（残留熱除去系が故障した場合）」</li> <li>「4.2 想定事故2」※1</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>全交流動力電源喪失※2</li> <li>燃料プールでのスロッシング発生</li> <li>内部火災※3</li> </ul>
燃料	<ul style="list-style-type: none"> <li>外部電源喪失</li> <li>燃料プールでのスロッシング発生</li> <li>「2.1 高圧・低圧注水機能喪失」, 「2.4.2 崩壊熱除去機能喪失（残留熱除去系が故障した場合）」, 「2.6 LOCA時注水機能喪失」</li> <li>「4.2 想定事故2」※1</li> </ul>	
電源	<ul style="list-style-type: none"> <li>全交流動力電源喪失</li> <li>燃料プールでのスロッシング発生</li> <li>「2.3.1 全交流動力電源喪失（長期TB）」</li> <li>「4.2 想定事故2」※1</li> </ul>	

※1：サイフォン現象による漏えいは、サイフォンブレイク配管により停止される。  
 ※2：燃料については、消費量の観点から非常用ディーゼル発電機及び高圧炉心スプレイスレー系ディーゼル発電機の運転を想定する。  
 ※3：2号炉は火災防護措置が強化されることから、1号炉での内部火災を想定する。

島根原子力発電所2号炉

第1表 想定する各号炉の状態

項目	3号炉	1号及び2号炉
要員	<ul style="list-style-type: none"> <li>全交流動力電源喪失</li> <li>「想定事故1」</li> <li>「雰囲気圧力・温度による静的負荷（格納容器過圧破損）」</li> </ul>	
水源	<ul style="list-style-type: none"> <li>全交流動力電源喪失</li> <li>「想定事故1」</li> <li>「雰囲気圧力・温度による静的負荷（格納容器過圧破損）」</li> <li>「全交流動力電源喪失（外部電源喪失時に非常用所内交流電源が喪失し、原子炉補機冷却機能の喪失及びRCPシールLOCAが発生する事故）」</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>全交流動力電源喪失</li> <li>使用済燃料ピットにおいて全保有水喪失を想定</li> <li>内部火災※2</li> </ul>
燃料	<ul style="list-style-type: none"> <li>外部電源喪失※1</li> <li>「想定事故1」</li> </ul>	
電源	<ul style="list-style-type: none"> <li>全交流動力電源喪失</li> <li>「想定事故1」</li> <li>「全交流動力電源喪失（外部電源喪失時に非常用所内交流電源が喪失し、原子炉補機冷却機能の喪失及びRCPシールLOCAが発生する事故）」</li> </ul>	

※1：燃料については、消費量の観点からディーゼル発電機の運転を想定する。  
 ※2：3号炉は火災防護措置が強化されることから、1号及び2号炉での内部火災の発生を想定する。また、1号及び2号炉で複数の内部火災を想定することが考えられるが、時間差で発生することを想定し、全交流動力電源喪失及び使用済燃料ピット全保有水喪失と同時に発生する内部火災としては1つの号炉とする。ただし、消火活動に必要な水源は1号及び2号炉分の消費を想定する。

泊発電所3号炉

相違理由

【女川及び島根】  
 記載内容の相違  
 ・各プラントによる想定するプラント状態の相違

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

第2表 同時被災時の1号及び3号炉の対応操作, 2号炉の使用済燃料プールの対応操作, 必要な要員及び資源

女川原子力発電所2号炉

必要となる対応操作	対応操作概要	対応要員	必要な資源
非常用ディーゼル発電機等の現場確認、直営発電所の負荷制限	非常用ディーゼル発電機及び高圧炉心スプレイズ系ディーゼル発電機の現場の状態確認及び直営発電所の長時間供給のための負荷制限を実施する	1号、2号炉及び3号炉：運転員	—
内部火災に対する消火活動	建屋内での火災を想定し、当該火災に対する現場確認・消火活動を実施する	1号及び3号炉：運転員及び初期消火要員 2号炉：運転員	○水源 (31.2m <sup>3</sup> /号炉×2 (1号及び3号炉)) ○燃料 化学消防自動車：約4台 (20L/h×24h×7日×1台)
各注水系 (取水補給水系、燃料プール補給水系、代替注水車及び大容量送水ポンプ (タイプ1)) による使用済燃料プールへの注水	各注水系による使用済燃料プールへの注水を行い、使用済燃料からの腐蝕の継続的な除去を行う	1号及び3号炉：運転員及び12時間以降の発電所外からの参集要員 2号炉：運転員	○水源 (詳細は第3表参照) 1号炉：約212m <sup>3</sup> 3号炉：約212m <sup>3</sup> ○燃料 1号及び3号炉：代替注水車：約22台 (63L/h×24h×7日×2台) 2号炉：約4,139m <sup>3</sup> ○燃料 ※有効性評価「高圧・低圧注水機能喪失」で想定している水源も含む
電源車による給電	電源車による給電・受電操作を実施する	2号炉：重大事故等対応要員	○燃料 大容量送水ポンプ (タイプ1)：約32台 (185L/h×24h×7日×1台) ○燃料 非常用ディーゼル発電機 <sup>※1</sup> ：約58台 <sup>※2</sup> ※1：全交流動力電源喪失のため、実際は電源車で給電することになるが、燃料消費量を保守的に見積もる観点から、非常用ディーゼル発電機 (2台/号炉) の運転を想定 ※2：各号炉の非常用ディーゼル発電機の燃料消費量 (1) 1号炉：2,090L/h×24h×7日=約352ML (2) 3号炉：2,960L/h×24h×7日=約496ML
燃料補給作業	代替注水車、化学消防自動車、大容量送水ポンプ (タイプ1) 及び電源車に給油を行う	1号及び3号炉：運転員及び12時間以降の発電所外からの参集要員 2号炉：重大事故等対応要員	—

島根原子力発電所2号炉

第2表 同時被災時の1、2号炉の燃料プールの対応操作, 必要な要員及び資源

必要となる対応操作	対応操作概要	対応要員	必要な資源
内部火災に対する消火活動	建屋内の火災を想定し、当該火災に対する現場確認・消火活動を実施する。	自衛消防隊	○水源 32m <sup>3</sup> ○燃料 化学消防自動車：約5m <sup>3</sup> (0.0275 m <sup>3</sup> /h×24h×7日×1台) 小型動力ポンプ付水槽車：約5m <sup>3</sup> (0.025 m <sup>3</sup> /h×24h×7日×1台)
各注水系による燃料プールへの注水 (復水輸送系、燃料プール補給水系、消火系、大容量送水車による燃料プールへの給水、2号炉は有効性評価のシナリオを想定)	各注水系による燃料プール及び格納容器への給水を行い、燃料プールからの腐蝕の継続的な除去を行う。	運転員、緊急時対策要員、8時間以降を目安に発電所外から参集する要員	○水源 (詳細は第3表参照) ・1号炉：180m <sup>3</sup> ・2号炉：4,174m <sup>3</sup> ※2号炉については有効性評価「2.1 高圧・低圧注水機能喪失」, 「2.4.2 崩壊熱除去機能喪失 (残留熱除去系が故障した場合)」で想定している水源 (3,600m <sup>3</sup> ) も含む ○燃料 ・1号炉 大容量送水車：約12m <sup>3</sup> (0.0677m <sup>3</sup> /h×24h×7日×1台) ・2号炉 大容量送水車：約12m <sup>3</sup> (0.0677m <sup>3</sup> /h×24h×7日×1台)
高圧発電機車による給電、受電	高圧発電機車による給電、受電操作を実施する。	運転員、緊急時対策要員、8時間以降を目安に発電所外から参集する要員	○燃料 高圧発電機車：約19m <sup>3</sup> (0.11m <sup>3</sup> /h×24h×7日×1台)
燃料給油作業	大容量送水車及び高圧発電機車に給油を行う。	緊急時対策要員	—

泊発電所3号炉

第2表 同時被災時の1号及び2号炉の対応操作, 3号炉の使用済燃料ピットの対応操作, 必要な要員及び資源

必要となる対応操作	対応操作概要	対応要員	必要な資源
ディーゼル発電機等の現場確認	ディーゼル発電機の現場の状態確認	1号、2号炉：12時間以降の発電所外からの参集要員	—
内部火災に対する消火活動	建屋内での火災を想定し、当該火災に対する現場確認・消火活動を実施する	1号及び2号炉：運転員及び消火要員	○水源 約63m <sup>3</sup> (31.2m <sup>3</sup> /号炉×2 (1号及び2号炉)) ○燃料 化学消防自動車：約4台 (20L/h×24h×7日×1台) ○燃料 水資源は海水を使用
可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ピットへのスプレイズ	海を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ピットへのスプレイズを行い、使用済燃料からの腐蝕の継続的な除去を行う	1号及び2号炉：12時間以降の発電所外からの参集要員	○燃料 可搬型大型送水ポンプ車：約25台 (72L/h×24h×7日×2台) ○燃料 1号及び2号炉
各注水設備 (燃料貯留用水タンク、1次系統水タンク及び2次系統水タンク) による使用済燃料ピットへの注水	海を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ピットへの注水を行い、使用済燃料からの腐蝕の継続的な除去を行う	3号炉：災害対策要員	○燃料 可搬型大型送水ポンプ車：約5台 (72L/h×18.2m <sup>3</sup> /h <sup>※1</sup> ×24h×7日×1台×4台/7日) ※1：有効性評価「想定事故1」における使用済燃料ピットの腐蝕率
可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ピットへの注水	海を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ピットへの注水を行い、使用済燃料からの腐蝕の継続的な除去を行う	1号及び2号炉：12時間以降の発電所外からの参集要員 3号炉：3時間以降の発電所外からの参集要員	○燃料 1号及び2号炉移動発電機車：約277台 (411L/h <sup>※1</sup> ×24h×7日×4台) ※1：1号及び2号炉は停止中のため、実際は重大事故等の対応に必要な計装類や使用済燃料ピットへの注水に使用する設備へ給電することになるが、燃料消費量を保守的に見積もる観点から、移動発電機車の定格負荷率における燃料消費量を想定
移動発電機車による給電	移動発電機車による給電・受電操作を実施する	1号及び2号炉：12時間以降の発電所外からの参集要員 3号炉：3時間以降の発電所外からの参集要員	—
燃料補給作業	移動発電機車及び可搬型大型送水ポンプ車に給油を行う 代替非常用発電機、可搬型大型送水ポンプ車及び緊急時対策用発電機に給油を行う	1号及び2号炉：12時間以降の発電所外からの参集要員 3号炉：3時間以降の発電所外からの参集要員	—

相違理由  
 【女川及び島根】  
 記載内容の相違  
 ・各プラントによる指定するプラント状態の相違

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

第3表 各号炉の必要な水量

	1号炉		2号炉		3号炉	
	炉	S炉	炉	S炉	炉	S炉
炉心燃料	全燃料取り出し	全燃料取り出し	全燃料取り出し	全燃料取り出し	全燃料取り出し	全燃料取り出し
原子炉開放状態	開放（プールゲート閉） ウェル満水 （オーバーフロー水位）	未開放（プールゲート閉） 通常運転水位	開放（プールゲート閉） ウェル満水 （オーバーフロー水位）	未開放（プールゲート閉） 通常運転水位（オー バーフロー水位）	開放（プールゲート閉） ウェル満水 （オーバーフロー水位）	開放（プールゲート閉） ウェル満水 （オーバーフロー水位）
想定するプラントの状態	スロッシングによる漏えい+全交 流動電力電源喪失	スロッシングによる漏えい+全交 流動電力電源喪失	スロッシングによる漏えい+全交 流動電力電源喪失	スロッシングによる漏えい+全交 流動電力電源喪失	スロッシングによる漏えい+全交 流動電力電源喪失	スロッシングによる漏えい+全交 流動電力電源喪失
事象初期に発生を想定する水量 [m <sup>3</sup> ]	212	212	212	80	212	212
65℃到達までの時間 [h]	316	316	316	30	306	306
100℃到達までの時間 [h]	750 (約31日)	750 (約31日)	750 (約31日)	64 (約2日)	869 (約36日)	869 (約36日)
必要な注水量① [m <sup>3</sup> ]	不要	不要	不要	259	不要	不要
必要な注水量② [m <sup>3</sup> ]	212	212	212	339	212	212
通常運転水位（オーバーフロー水位）から必要な遮蔽 水位 <sup>※3</sup> までの水位差 [m]	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3
事故発生から必要な遮蔽水位まで水位が低下する時 間 [h]	1964 (約81日)	1964 (約81日)	1964 (約81日)	143 (約5日)	2217 (約92日)	2217 (約92日)
事故発生からTAF到達までの時間 [h]	6445 (約268日)	6445 (約268日)	6445 (約268日)	447 (約18日)	7401 (約308日)	7401 (約308日)

※1 1号及び3号炉については、平成29年4月1日時点の崩壊熱により算出。2号炉については、燃料交換等を考慮した燃料取出スキームにより崩壊熱を算出し評価。  
 ※2 1号及び3号炉は原子炉停止を想定するため「プールゲート閉」とする。2号炉は原子炉運転中を想定するため「プールゲート閉」とする。  
 ※3 1号及び3号炉は、2号炉の使用済燃料プール、原子炉ウェル及び蒸気駆動機/気水分離器ピット（以下「DSピット」という。）からのスロッシングによる漏えい+全交流動電力電源喪失を想定する。1号炉の使用済燃料プール、原子炉ウェル及びDSピットは2号炉に比べて保有水量やプール表面積が小さいため注水量は少なくなると考えられる。3号炉の使用済燃料プール、原子炉ウェル及びDSピットは保有水量やプール表面積が2号炉と同程度であり、注水量は2号炉と同程度と考えられる。2号炉は原子炉運転中を想定するため使用済燃料プールからのスロッシング量を想定。  
 ※4 「必要な注水量①」：蒸気による水位低下防止に必要な注水量。「必要な注水量②」：通常水位までの回復及びその後の水位維持に必要な注水量。  
 ※5 2号炉の燃料プールの必要な遮蔽水位については、燃料有効成分より約0.1m以上水位を有していれば、燃料交換時高の燃料貯蔵庫高の燃料貯蔵庫高が緊急時作業室はく程度（100msv）から十分余裕のある10msv/h未満となるため、通常水位からの許容水位低下量は約1.3mとする。必要な遮蔽水位は、原子炉建屋最上階での換気時間から設定している。原子炉建屋最上階での運転員及び重大事故等対策の機作時間（保守時間）は3.5時間（保守時間）に対して余裕がある。なお、1号及び3号炉の使用済燃料プールの必要な遮蔽水位については、保守的に2号炉の許容水位低下量を、使用済燃料プール及びラックに使用済燃料貯蔵がすべて満たされた状態及び燃料貯蔵ラックに燃料がすべて満たされた状態を想定していることなどから、1号及び3号炉の許容水位低下量は2号炉よりも大きくなる（と考えられる。）。

女川原子力発電所2号炉

島根原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

第3表 1、2号炉の必要な水量

	1号炉		2号炉	
	廃止措置中 <sup>※1</sup>		運転中 <sup>※1</sup>	
	炉	燃料プール	炉	燃料プール
炉心燃料	全燃料取り出し		装置済	
原子炉開放状態	開放（プールゲート閉）		未開放（プールゲート閉）	
水位	NWL		NWL	
想定するプラントの状態	スロッシングによる漏えい+全交流動電力電源喪失		スロッシングによる漏えい+全交流動電力電源喪失	
スロッシング 溢水量 <sup>※2</sup> (m <sup>3</sup> )	180		180	
65℃到達までの 時間 (hr)	111		重要事故シー ケンス (2.1 高圧・低圧注 水機能喪失、 2.4.2 崩壊 熱除去機能喪 失(残留熱除 去系が故障し た場合)に よる	
100℃到達までの 時間 (hr)	266.4		43.07	
必要な注水量① <sup>※3</sup> (m <sup>3</sup> )	-		394	
事象発生からTAF到達まで の時間 (hr)	1,579		306.03	
通常水位（オーバーフロー 水位）から必要な遮蔽水位 <sup>※4</sup> までの水位差 (m)	5.6		2.6	
必要な注水量② <sup>※5</sup> (m <sup>3</sup> )	180		574	

※1：廃止措置中の1号炉は平成27年4月時点での崩壊熱により算出。2号炉はプラント停止50日後の崩壊熱により算出。  
 ※2：1号炉の溢水量は、2号炉の評価結果に基づきスロッシングによる溢水量を設定。（1号炉の燃料プールは2号炉に比べて保有水量や表面積が小さいため注水量は少なくなると考えられる）  
 ※3：「必要な注水量①」：蒸気による水位低下防止に必要な注水量。「必要な注水量②」：通常水位までの回復及びその後の7日間通常水位を維持するために必要な注水量。  
 ※4：2号炉原子炉建物原子炉棟4階（燃料貯蔵庫）での現場の燃料貯蔵庫高が10msv/h以下となる水位。（遮蔽水位の計算に用いた1号炉の燃料貯蔵庫の強度は保守的に設定（実際の保管体数798体に対して1,539体保管している前提で評価））

【女川及び島根】  
 設備の相違  
 ・女川及び島根は淡水を水源としているため、必要な水量を表に整理している。  
 ・泊は海水を水源としているため、表に整理していない。

1.0 重大事故等対策における共通事項

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第4表 1号及び3号炉の注水及び給電に用いる設備の台数

記載は設置台数であり、( )内はその系統のみで注水するのに必要な台数

	1号炉	3号炉	共通	備考
注水設備	燃料プール補給水系	2 (1)	1 (1)	全交流動力電源喪失時は電源車による給電を実施することで使用可能
	復水補給水系	2 (1)	3 (1)	全交流動力電源喪失時は電源車による給電を実施することで使用可能
	ろ過水系	2 (1) *1	— *2	全交流動力電源喪失時は電源車による給電を実施することで使用可能
	代替注水車	1 (1)	1 (1)	
給電設備	1 (1)	2 (2)	1	

※1 ろ過水ポンプは2号炉と共用で3台設置されているが、1号炉用電源から給電される台数が2台、2号炉用電源から給電される台数が1台である。

※2 1号炉ろ過水系により、3号炉使用済燃料プールへ注水が可能である。

女川原子力発電所2号炉

島根原子力発電所2号炉

第4表 1号炉の注水及び給電に用いる設備の台数

記載は設置台数であり、( )内はその系統のみで注水するのに必要な台数

	1号炉	共通	備考
注水設備	復水輸送系	—	全交流動力電源喪失時は高圧発電機車による給電を実施すること で使用可能
	補給水系	—	全交流動力電源喪失時は高圧発電機車による給電を実施すること で使用可能
	消火系	—	全交流動力電源喪失時は高圧発電機車による給電を実施すること で使用可能
	大量送水車	1 (1)	必要な台数に対して十分 な台数を保有(1)
給電設備	1 (1)	1 (1)	必要な台数に対して十分 な台数を保有(1)

第3表 1号及び2号炉の注水及び給電に用いる設備の台数

記載は設置台数であり、( )内はその系統のみで注水するのに必要な台数

	1号炉	2号炉	共通	備考
注水設備	燃料取替水ポンプ (水源：燃料取替水タンク)	2 (1)	2 (1)	全交流動力電源喪失時は移動発電機車による 給電を実施することで使用可能
	1次系補給水ポンプ (水源：1次系純水タンク)	2 (1)	2 (1)	全交流動力電源喪失時は移動発電機車による 給電を実施することで使用可能
	補給水ポンプ (水源：2次系純水タンク)	—	—	全交流動力電源喪失時は2号炉の移動発電機 車による給電を実施することで使用可能
	可搬型大型送水ポンプ車 (水源：海)	1 (1)	1 (1)	
給電設備	2 (1)	2 (1)	—	

相違理由

【女川及び島根】  
 記載内容の相違  
 ・各プラントによる注  
 水及び給電に用いる  
 設備の相違

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉

島根原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

第4表 作業員の対応手順と所要時間（屋外作業）

作業項目	作業員	作業内容	所要時間
燃料格納容器への燃料搬入	作業員A、B、C	燃料格納容器への燃料搬入	24時間
	作業員A、B、C	燃料格納容器への燃料搬入	1時間
	作業員B	燃料格納容器への燃料搬入	40分
	作業員D	燃料格納容器への燃料搬入	1時間
	作業員A、B、C	燃料格納容器への燃料搬入	1時間
	作業員A	燃料格納容器への燃料搬入	1時間
	作業員B	燃料格納容器への燃料搬入	1時間
	作業員C	燃料格納容器への燃料搬入	1時間
	作業員D	燃料格納容器への燃料搬入	1時間
	燃料格納容器への燃料搬入	作業員	燃料格納容器への燃料搬入

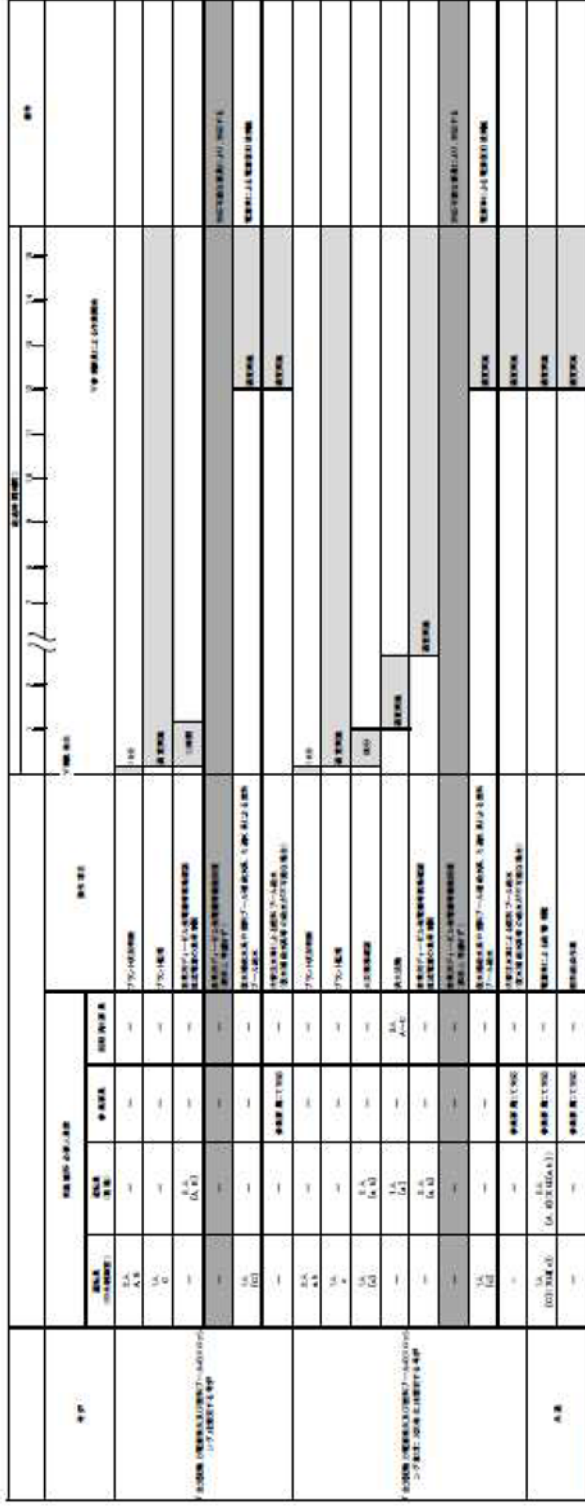
追而【3号炉原子炉建屋西側を経由したルートの設定変更】  
 T.P. +10mにおける3号炉原子炉建屋西側のアクセスルート（ホース敷設ルート）については、代替ルートを検討しており、当該ルートにおけるSA作業の成立性を評価中のため。

【女川及び島根】  
 記載内容の相違  
 ・泊は3号炉の作業時間を示すため、表に整理している。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

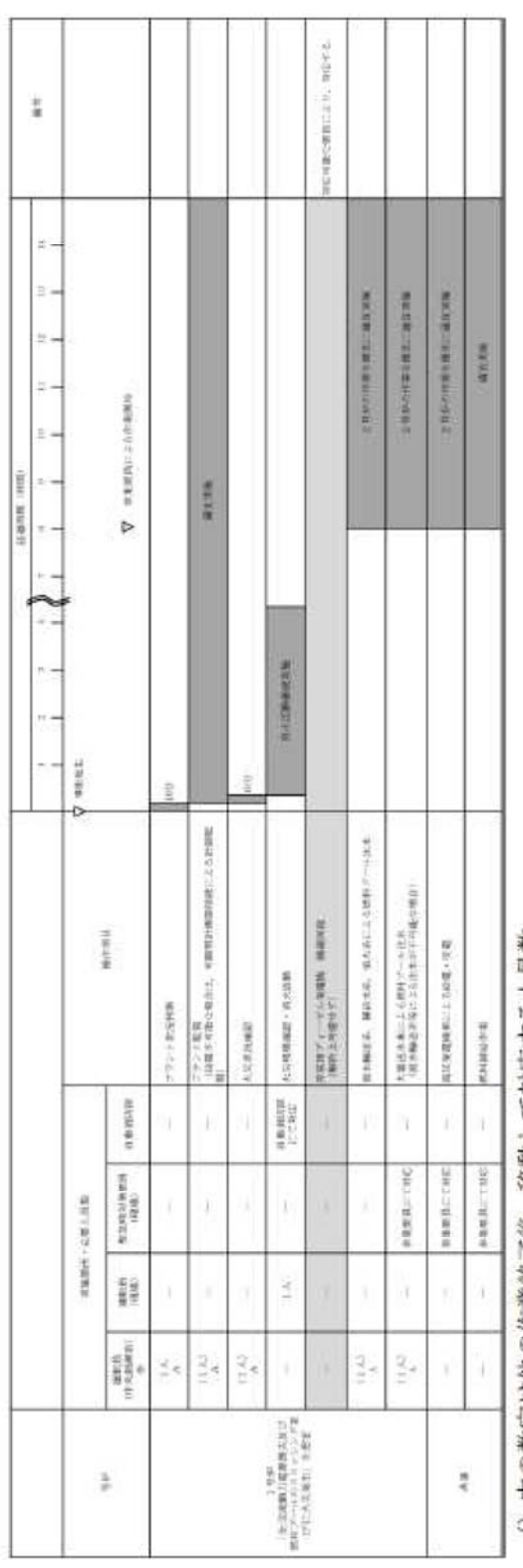
1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉



第1図 1号及び3号炉における各作業と所要時間

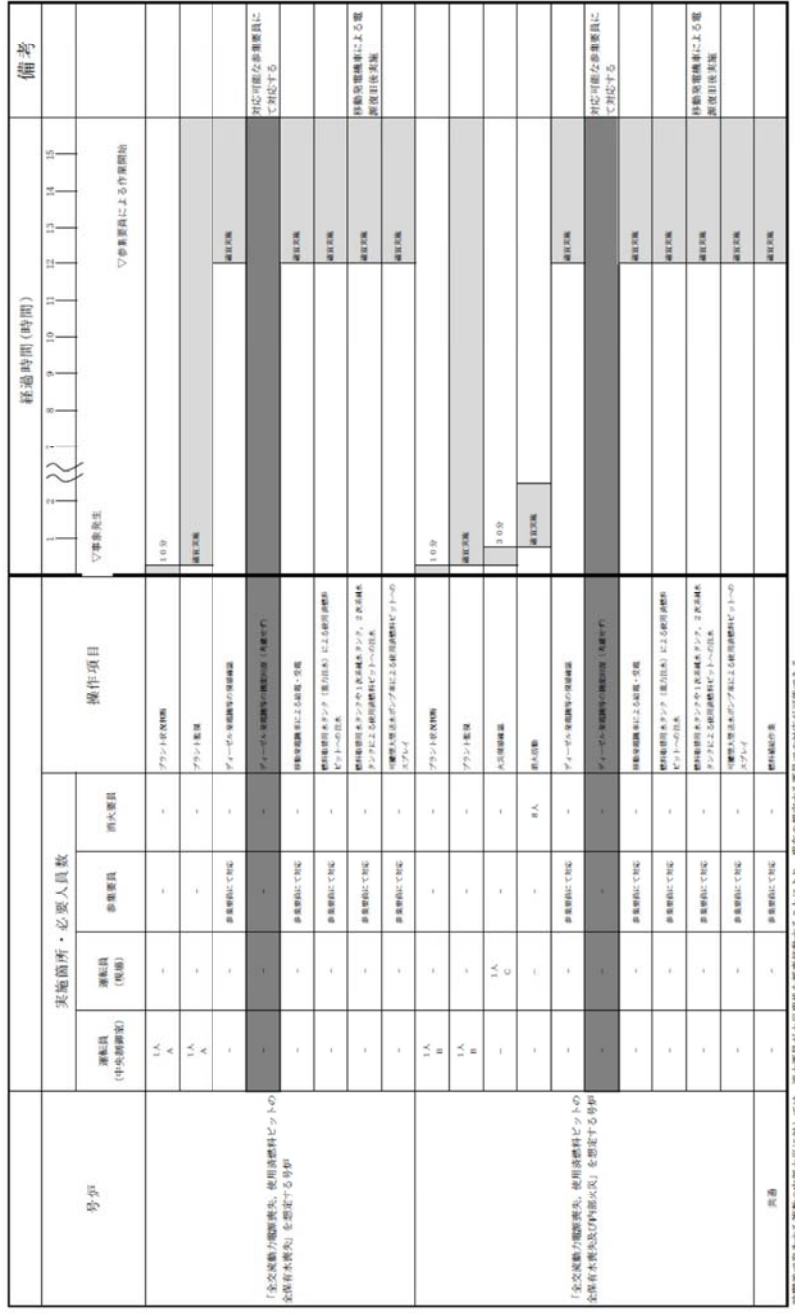
島根原子力発電所2号炉



第1図 1号炉における各作業と所要時間

なお、2号炉において原子炉運転中を想定した場合、原子炉側と燃料プール側の重大事故等対応の重畳も考えられるが、運転中に燃料プール貯蔵されている燃料の崩壊熱が低いことから（第3表参照）、原子炉側の事故対応が収束に向かっている状態での対応となり、緊急時対策要員や参集要員により対応可能である。またプラント状態の監視においても、原子炉側で期待している運転員が併せて燃料プール側を監視できるため、現在の要員での対応が可能である。

泊発電所3号炉



第1図 1号及び2号炉における各作業と所要時間

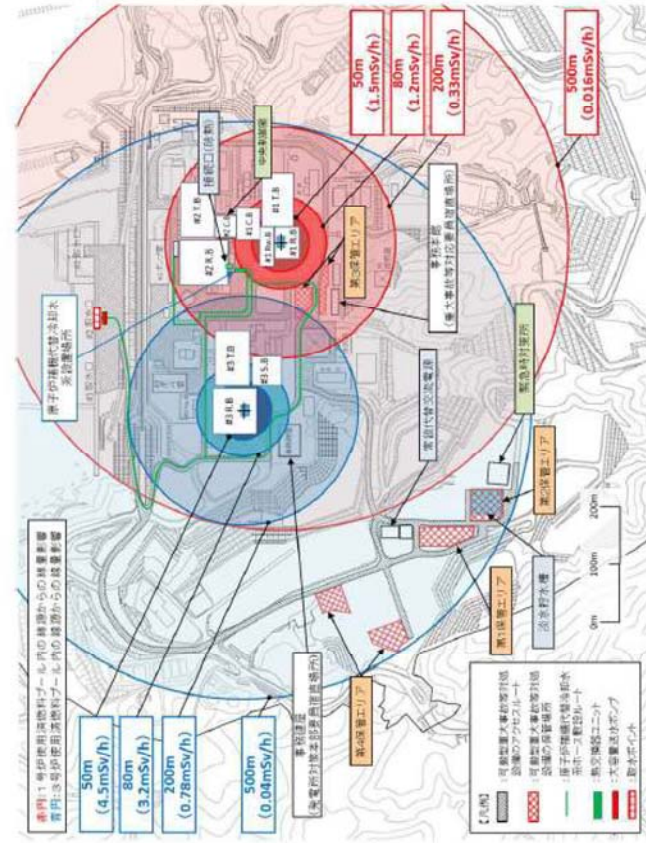
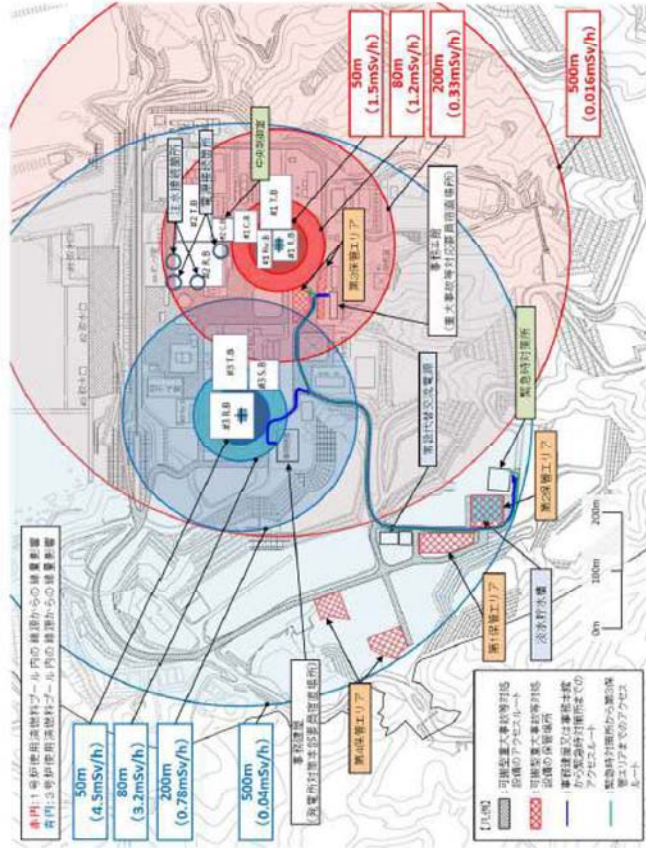
相違理由  
 【女川及び島根】  
 記載内容の相違  
 ・各プラントによる作業及び所要時間の相違



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

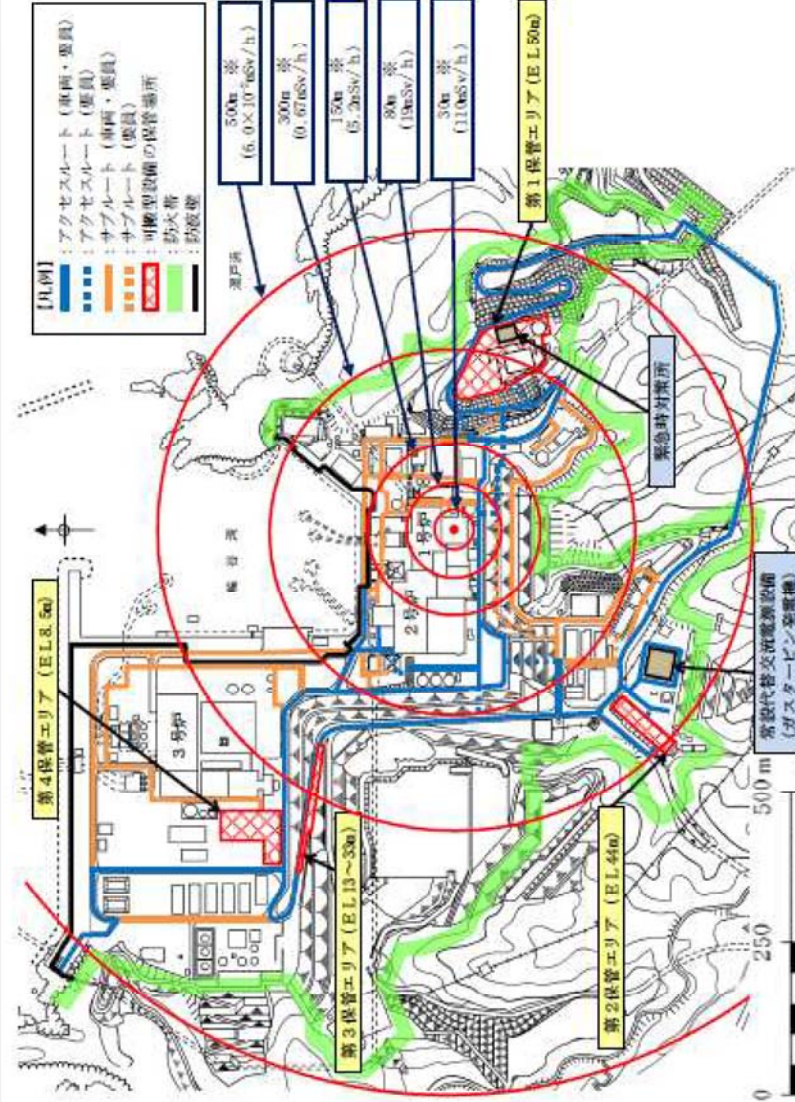
女川原子力発電所2号炉



第2図 線量率の概略分布と要員のアクセスルート

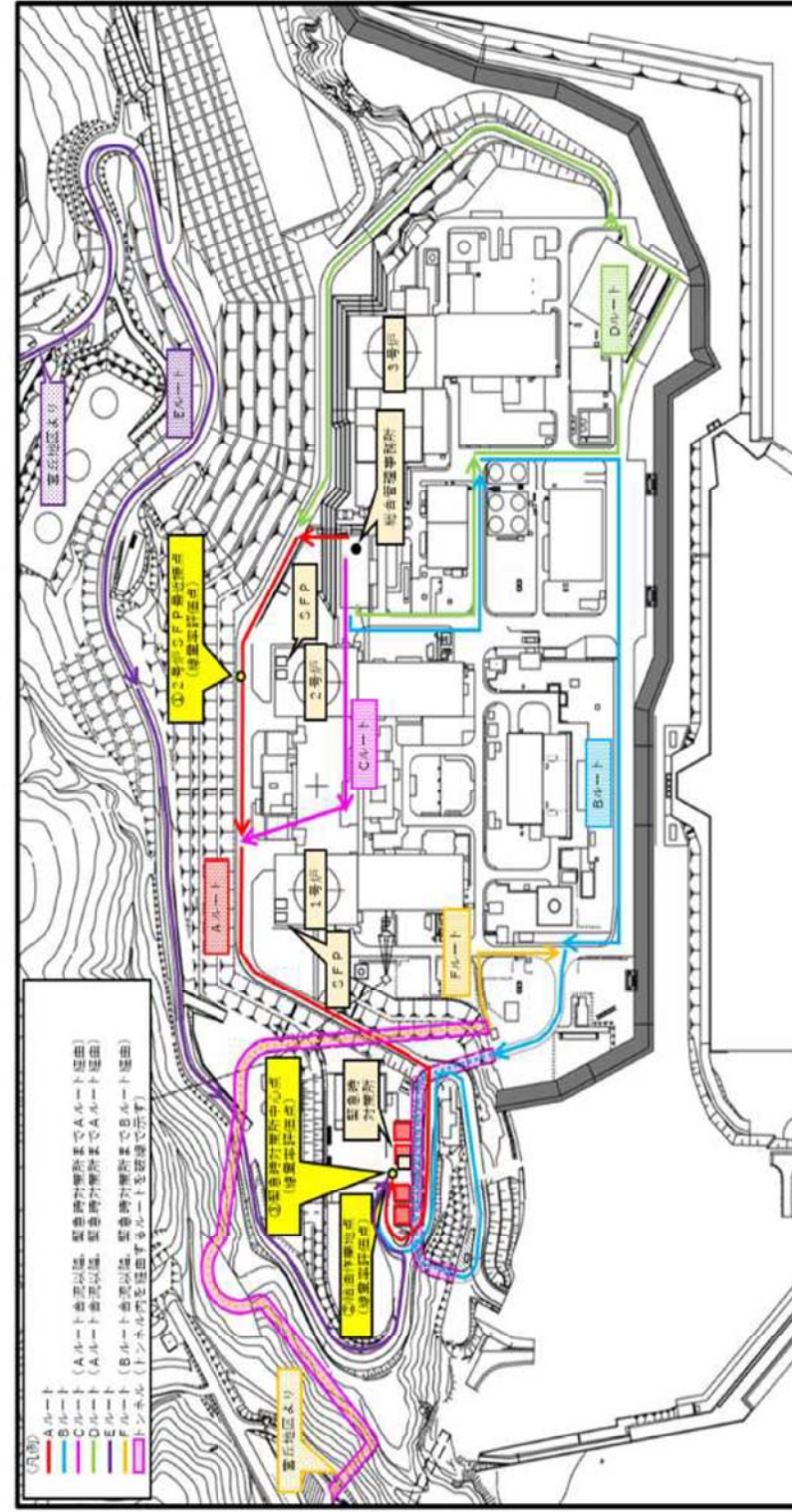
第3図 線量率の概略分布と原子炉補機代替冷却水系ホース敷設ルート

島根原子力発電所2号炉



第2図 線量率の概略分布（1号炉での高線量場発生）

泊発電所3号炉



第2図 緊急時対策所への参集ルート等を踏まえた評価点

相違理由

【女川及び島根】  
 記載内容の相違  
 ・女川及び島根は線量率の概略分布を示しており、泊は評価点を示している。  
 ・上記理由として、泊発電所敷地内は標高差があるため、エリアを円で区分した場合、同一円内でも標高の高い地点と低い地点での評価値の差が大きくなり、標高の低い地点に対し過度に保守的な評価値を示すこととなってしまうことから、ルート上の評価点で線量を算出している。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>第3図 (1/3) 燃料取替用水ピットへの補給（海水）の作業動線と評価点</p>	<p>【女川及び島根】                      記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・女川及び島根は線量率の概略分布を示しており、泊は評価点を示している。</li> <li>・上記理由として、泊発電所敷地内は標高差があるため、エリアを円で区分した場合、同一円内でも標高の高い地点と低い地点での評価値の差が大きくなり、標高の低い地点に対し過度に保守的な評価値を示すこととなってしまうことから、ルート上の評価点で線量を算出している。</li> </ul>

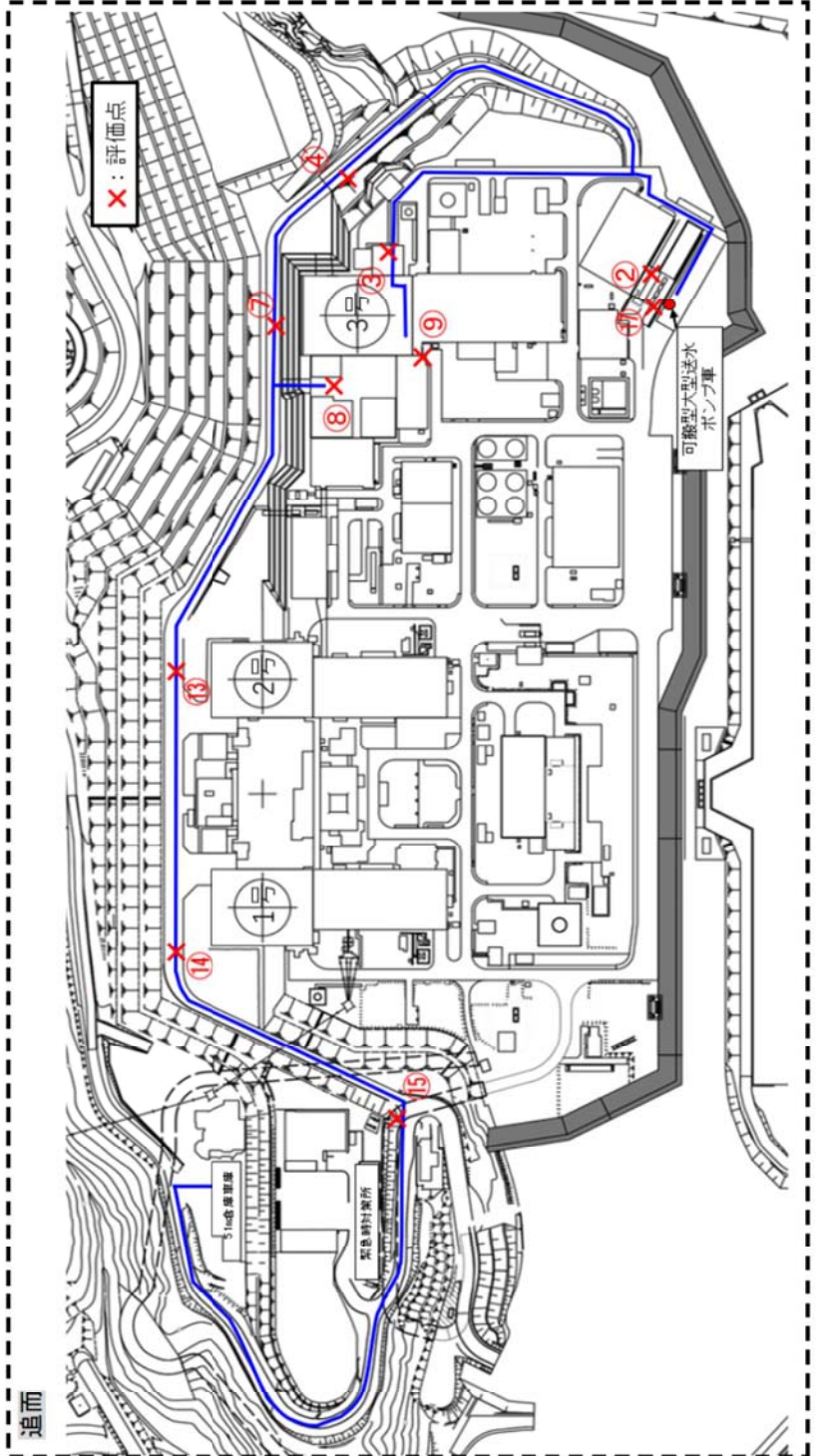
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>第3図 (2/3) 使用済燃料ピットへの注水確保 (海水) の作業動線と評価点</p>	

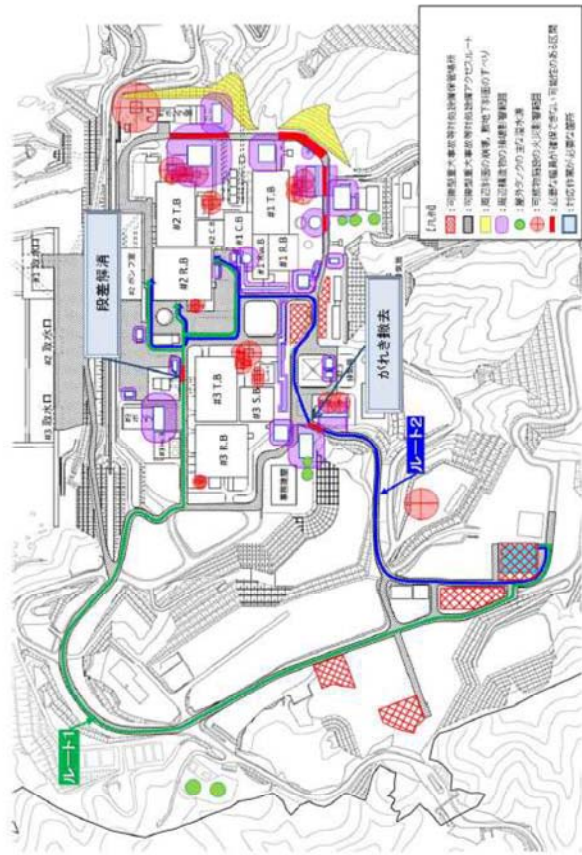
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

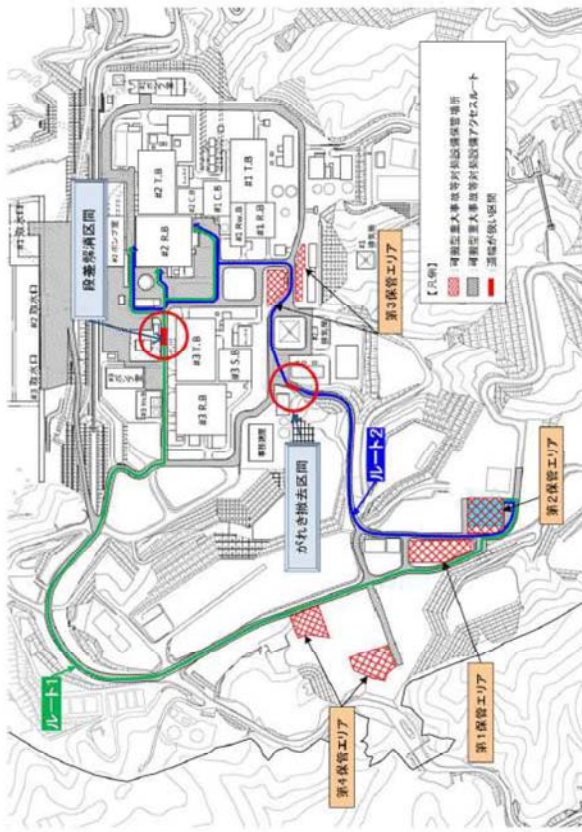
女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p>第3図 (3/3) 原子炉補機冷却水系統への通水確保 (海水) の作業動線と評価点</p>	相違理由
		<p>追而【3号炉原子炉建屋西側を經由したルートの設定変更】                  T.P. 10mにおける3号炉原子炉建屋西側のアクセスルート（ホース敷設ルート）については、代替ルートを検討しており、当該ルートにおけるSA作業の成立性を評価中のため。</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

女川原子力発電所2号炉

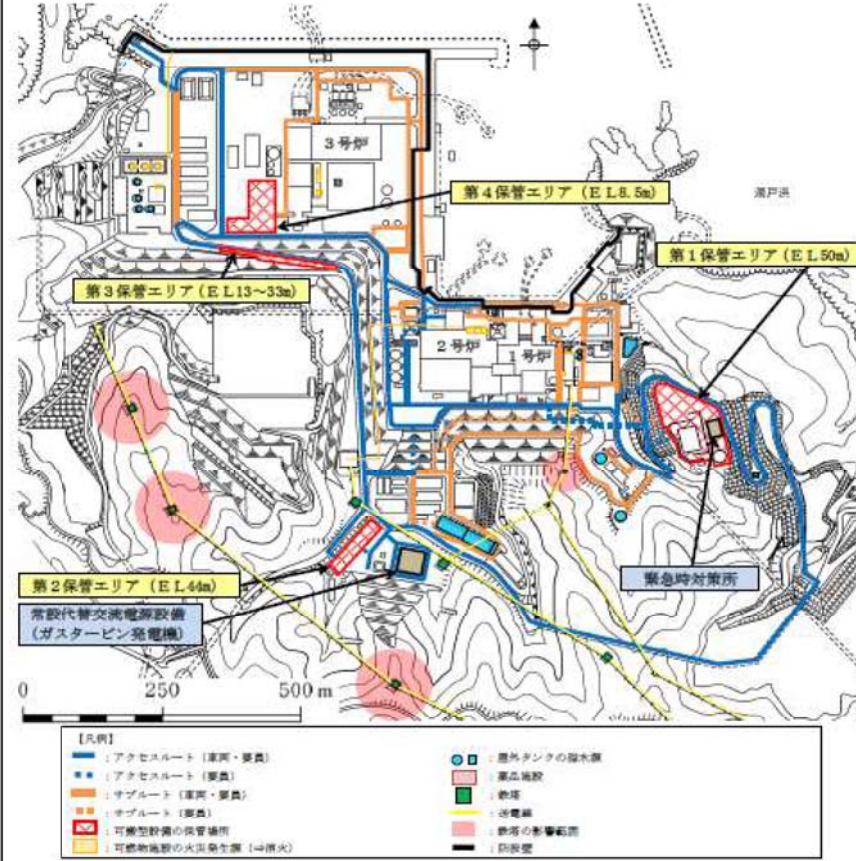


第4図 屋外アクセスルートにおける地震後の被害想定（一覧）

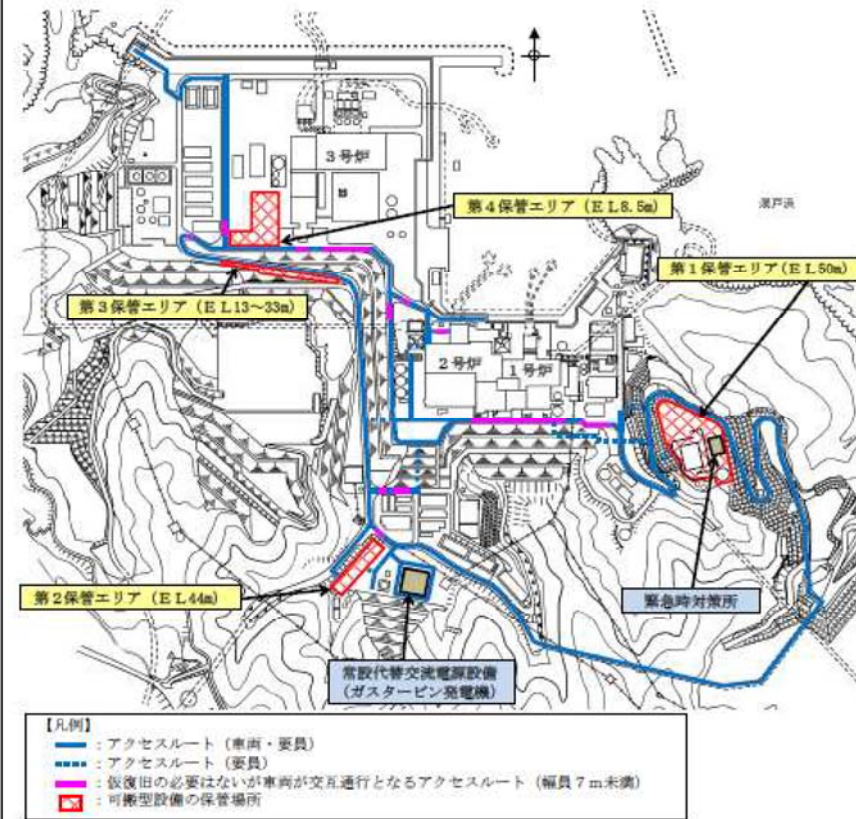


第5図 アクセスルートのうち道幅が狭い箇所

島根原子力発電所2号炉

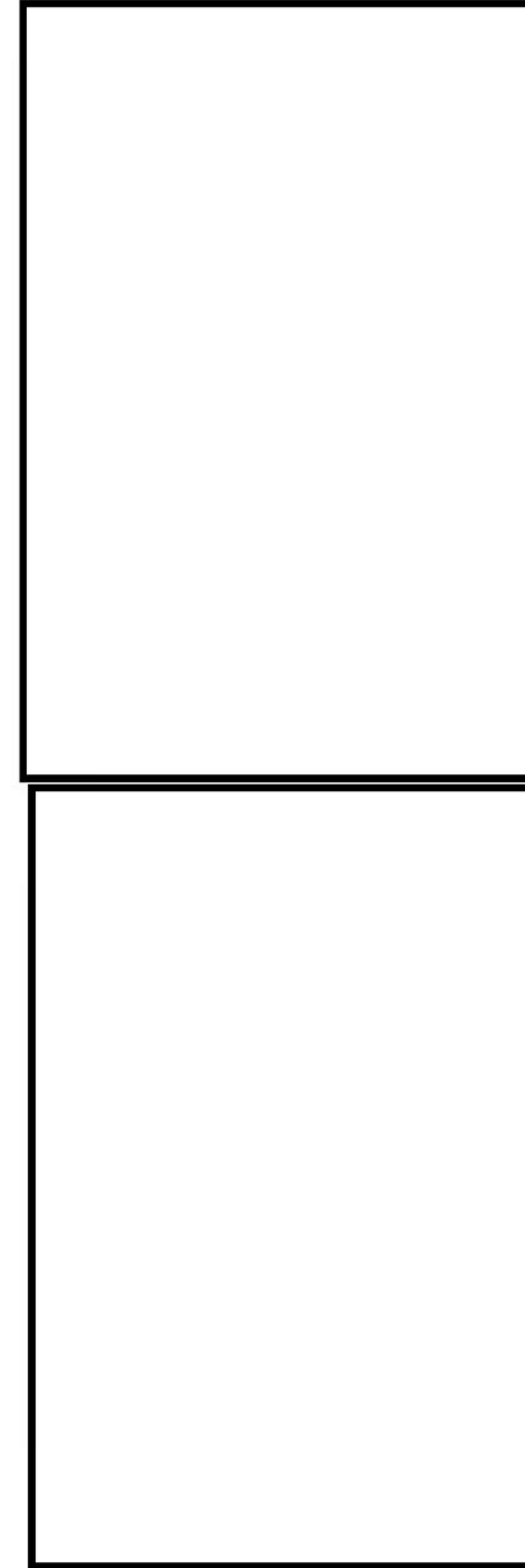


第3図 アクセスルートにおける地震後の被害想定（一覧）



第4図 アクセスルートのうち道幅が狭い箇所

泊発電所3号炉



第4図 アクセスルートにおける地震後の被害想定（一覧）

第5図 アクセスルートのうち道幅が狭い箇所

枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。

枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。

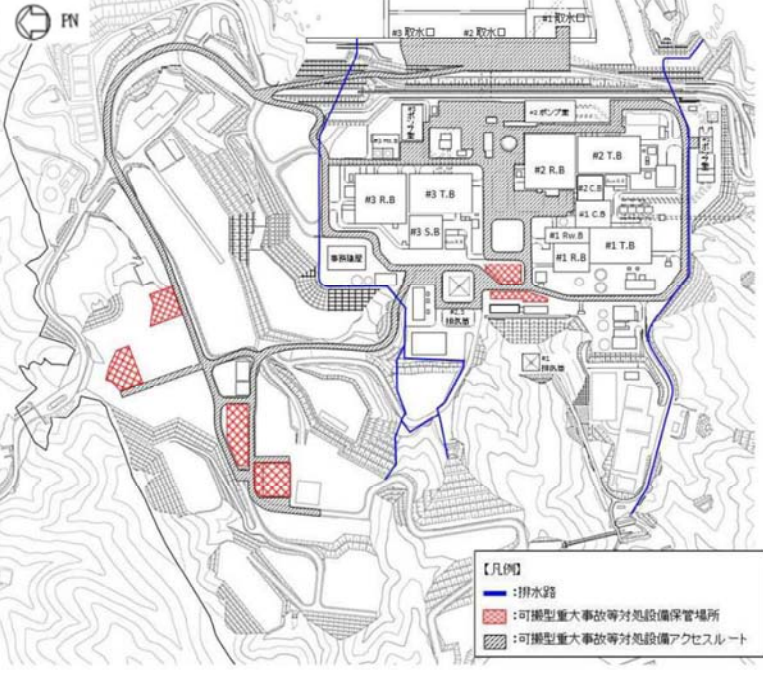
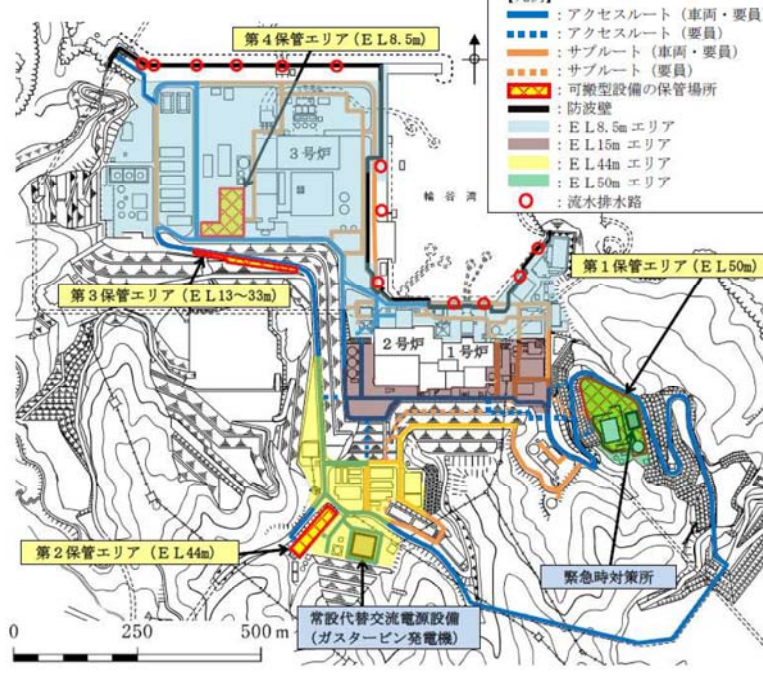
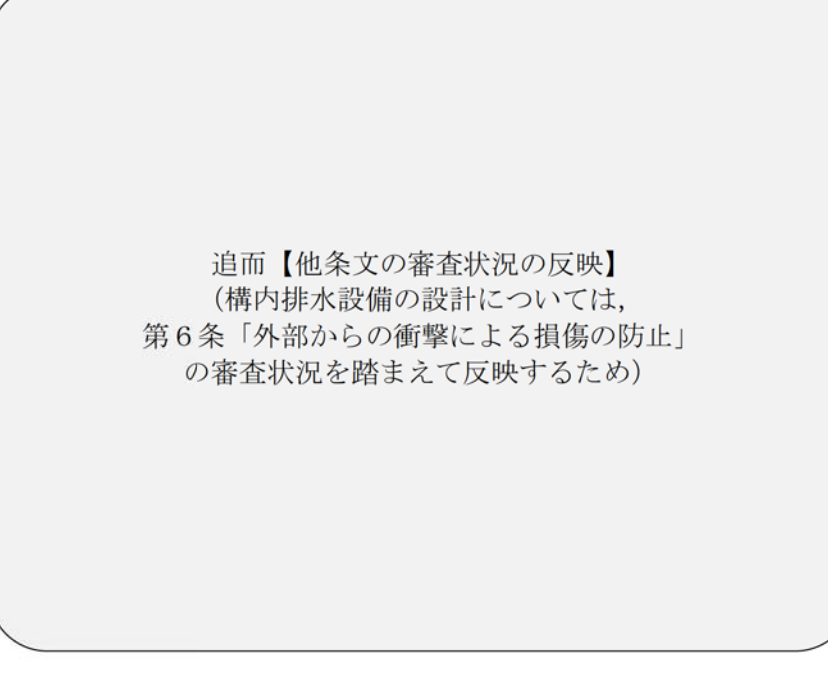
相違理由

【女川及び島根】  
 記載内容の相違  
 ・各プラントによる地震時の被害想定  
 の相違

【女川及び島根】  
 記載内容の相違  
 ・各プラントによるアクセスルートにおける道路幅が狭い箇所の相違

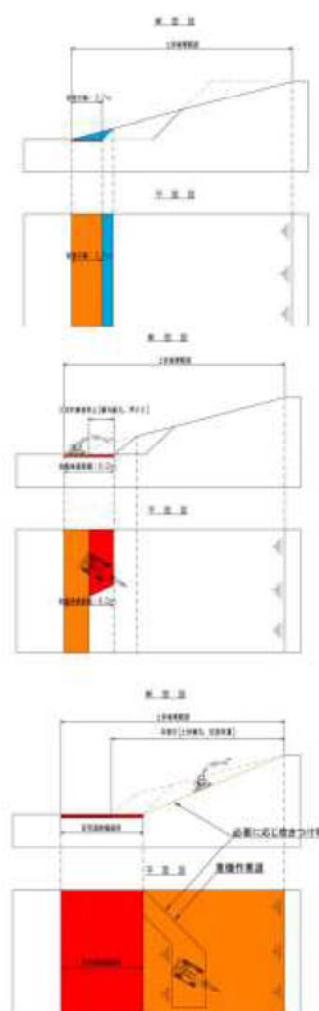
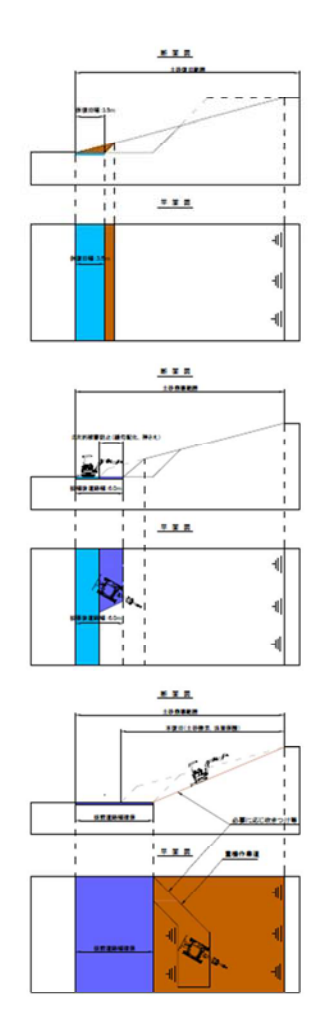
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

<p>女川原子力発電所2号炉</p> <p>補足資料(9)</p> <p>保管場所及び屋外アクセスルートの点検状況について</p> <p>保管場所、屋外アクセスルート及びそれらの周辺斜面並びに構内排水路等について、以下に示すように定期的に土木専門技術者による点検を行い、健全性を確認する。また、台風、地震、大雨、強風、津波等が発生した場合には、土木専門技術者による臨時点検を行い、必要に応じて補修工事を実施する。</p> <p>屋外アクセスルートについては、復旧が可能な重機や砕石等の資機材をあらかじめ備えており(別紙(23))、屋外アクセスルートの性能が維持できる運用を整えている。</p> <p>また、構内排水路については、設計基準としての降水量(91mm/h)に対し、降水が敷地内に滞留しないような設計としていることから、屋外アクセスルートのアクセス性に支障がないことを確認している(別紙(6))。</p> <p>第1図に保管場所、屋外アクセスルート及び構内排水路の配置を示す。</p> <p>○保管場所：外観目視点検を1回/年                  ○屋外アクセスルート：外観目視点検を1回/年                  ○保管場所及び屋外アクセスルート周辺斜面：外観目視点検を1回/年                  ○構内排水路：外観目視点検を1回/年</p>  <p>第1図 保管場所、屋外アクセスルート及び構内排水路図</p>	<p>島根原子力発電所2号炉</p> <p>別紙(21)</p> <p>保管場所及び屋外のアクセスルート等の点検状況</p> <p>保管場所、アクセスルート及びそれらの周辺斜面並びに排水路等について、以下に示すように定期的に土木専門技術者による点検を行い、健全性を確認する。また、台風、地震、大雨、強風、津波等が発生した場合には土木専門技術者による臨時点検を行い、必要に応じて補修工事を実施する。</p> <p>保管場所、アクセスルート及びそれらの周辺斜面については、応急復旧が可能な重機や砕石等の資機材をあらかじめ備えており(別紙(9)参照)、当該設備の性能が維持できる運用・管理体制を整えている。また、排水路については、十分な排水能力を有しており、敷地内に滞留するおそれはなく、アクセスルートのアクセス性に支障がないことを確認した。(別紙(26)参照)</p> <p>○保管場所：外観目視点検を1回/年                  ○アクセスルート：外観目視点検を1回/年                  ○保管場所及びアクセスルート周辺斜面：外観目視点検を1回/年                  ○フラップゲート：動作確認、外観目視点検を1回/年                  ○排水路：外観目視点検を1回/年</p> <p>第1図に保管場所及びアクセスルートの配置を示す。</p>  <p>第1図 保管場所及びアクセスルート</p>	<p>泊発電所3号炉</p> <p>補足資料(8)</p> <p>保管場所及び屋外のアクセスルート等の点検状況</p> <p>保管場所、アクセスルート及びそれらの周辺斜面並びに構内排水路等について、以下に示すように定期的に土木専門技術者による点検を行い、健全性を確認する。また、台風、地震、大雨、強風、津波等が発生した場合には、土木専門技術者による臨時点検を行い、必要に応じて補修工事を実施する。</p> <p>アクセスルートについては、復旧が可能な重機や砕石等の資機材をあらかじめ備えており(別紙(22))、アクセスルートの性能が維持できる運用を整えている。</p> <p>また、構内排水路については、設計基準としての降水量(57.5mm/h)に対し、降水が敷地内に滞留しないような設計としていることから、アクセスルートのアクセス性に支障がないことを確認している(別紙(6))。</p> <p>第1図に保管場所、アクセスルート及び構内排水路の配置を示す。</p> <p>○保管場所：外観目視点検を1回/年                  ○アクセスルート：外観目視点検を1回/年                  ○保管場所及びアクセスルート周辺斜面：外観目視点検を1回/年                  ○フラップゲート：動作確認、外観目視点検を1回/年                  ○構内排水路：外観目視点検を1回/年</p> <div style="border: 1px solid gray; padding: 10px; margin-top: 20px;"> <p>追而【他条文の審査状況の反映】                      (構内排水設備の設計については、第6条「外部からの衝撃による損傷の防止」の審査状況を踏まえて反映するため)</p> </div>  <p>第1図 保管場所、アクセスルート及び構内排水路図</p>	<p>相違理由</p> <p>【女川及び島根】 記載表現の相違</p> <p>【女川】対応方針の相違 ・泊はフラップゲートの確認を実施</p> <p>【女川及び島根】 記載表現の相違</p>
---	--	--	---

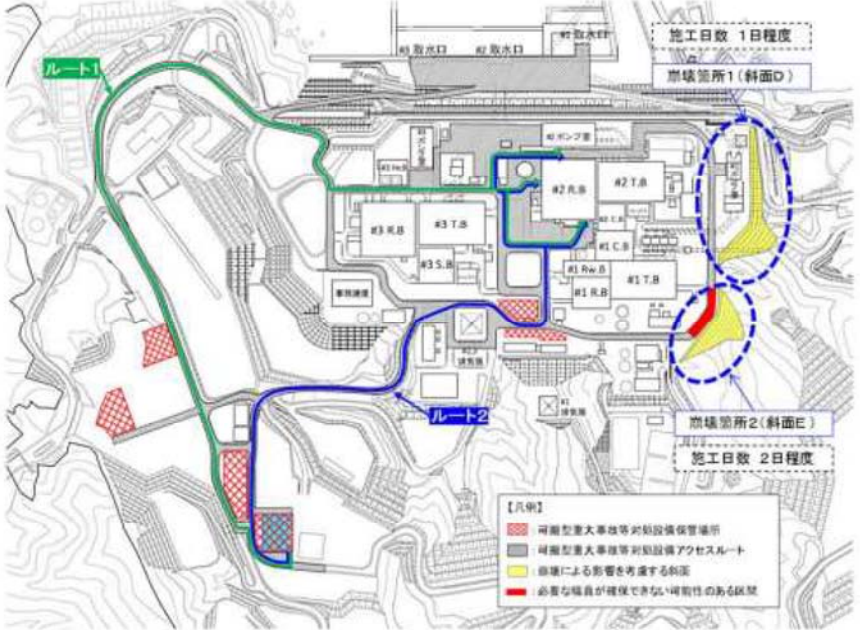
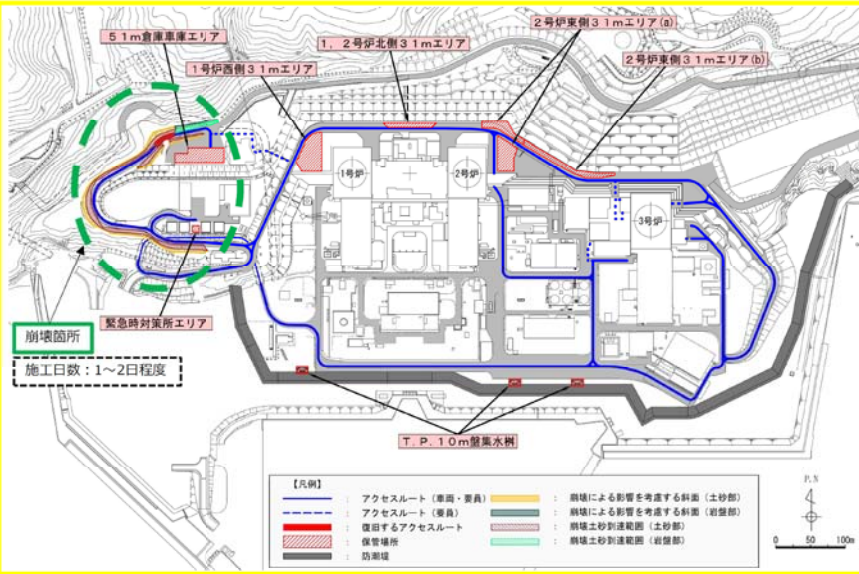
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>補足資料(10)</p> <p>仮復旧後の対応について</p> <p>1. 仮復旧後の対応について                      仮復旧後の余震や降雨による二次的被害を防止するため、仮復旧後速やかに、法面整形（緩勾配化，土羽うち）及び通行幅の拡幅作業に移る。さらに、運搬車両等の搬入が可能となったのち、本復旧（土砂掘削運搬，法面補強等）を実施する。</p> <p>&lt;仮復旧&gt;                      熱交換器ユニットが通行可能となる通行幅3.7mを確保                      →道路脇に押土</p> <p>ブルドーザによる作業</p> <p>&lt;二次的被害防止&gt;                      余震や降雨による二次的被害の防止                      →法面の整形（緩勾配化，土羽打ち）                      →通行幅の拡幅（6.0m程度）</p> <p>バックホウ・ホイールローダによる作業</p> <p>&lt;本復旧&gt;                      従前道路幅の確保，法面の安定化                      →土砂の本格掘削及び運搬                      →法面の整形，補強</p> <p>バックホウ+運搬車両による作業</p> 	<p>該当箇所なし</p>	<p>補足資料(9)</p> <p>仮復旧後の対応について</p> <p>1. 仮復旧後の対応について                      仮復旧後の余震や降雨による二次的被害を防止するため、仮復旧後速やかに、法面整形（緩勾配化，土羽打ち）及び通行幅の拡幅作業に移る。さらに、運搬車両等の搬入が可能となったのち、本復旧（土砂掘削運搬，法面補強等）を実施する。</p> <p>&lt;仮復旧&gt;                      必要な道路幅3.5mを確保                      →道路脇に押土</p> <p>ホイールローダによる作業</p> <p>&lt;二次的被害防止&gt;                      余震や降雨による二次的被害の防止                      →法面の整形（緩勾配化，土羽打ち）                      →通行幅の拡幅（6.0m程度）</p> <p>バックホウ・ホイールローダによる作業</p> <p>&lt;本復旧&gt;                      従前道路幅の確保，法面の安定化                      →土砂の本格掘削及び運搬                      →法面の整形，補強</p> <p>バックホウ+運搬車両による作業</p> 	<p>【女川】記載表現の相違</p> <p>【女川】記載内容の相違                      ・必要な道路幅の相違</p> <p>【女川】記載内容の相違                      ・復旧用重機の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

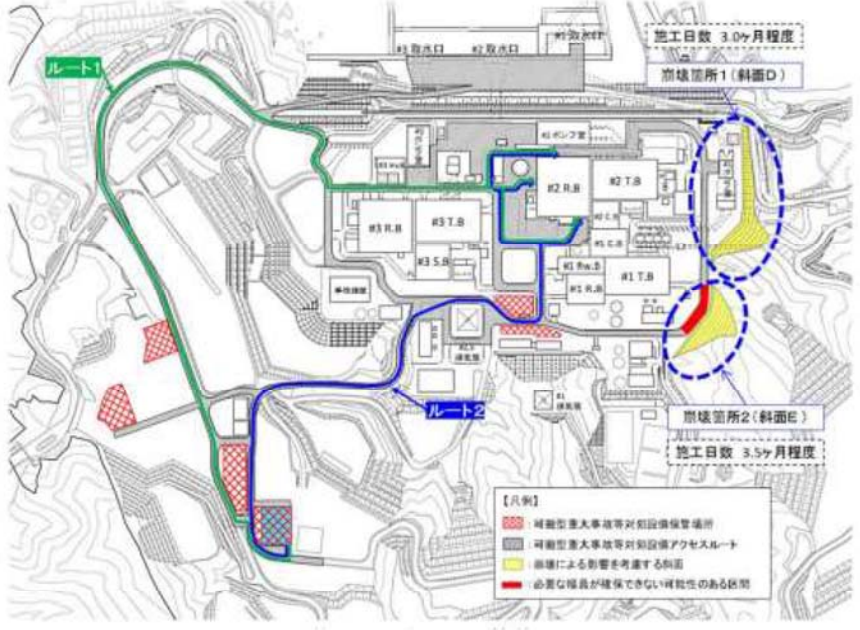
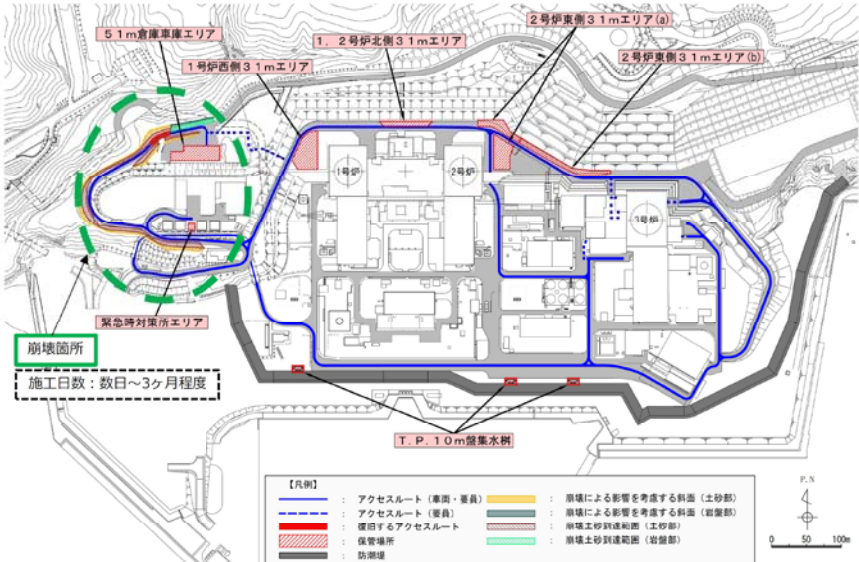
1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>2. 二次的被害防止対策について</p> <p>道路に流入した土砂を撤去し、道路幅員を3.7mから6.0m程度に拡幅後、法面勾配（緩勾配化、土羽打ち）を実施する。1箇所当たりの復旧に要する期間は1日～2日程度であり、復旧に当たっては、早期に復旧可能な箇所や主要なルートを優先的に復旧するなど、合理的な事故処理に努める。</p>  <p>第1図 二次的被害防止対策箇所</p>		<p>2. 二次的被害防止対策について</p> <p>道路に流入した土砂を撤去し、道路幅員を3.5mから6.0m程度に拡幅後、法面勾配（緩勾配化、土羽打ち）を実施する。復旧に要する期間は1日～2日程度である。</p>  <p>第1図 二次的被害防止対策箇所</p>	<p>【女川】記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>必要な道路幅の相違</li> <li>泊は復旧箇所が1箇所のみのため、優先的に復旧するルートはない</li> </ul> <p>【女川】記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>復旧箇所の相違</li> </ul>



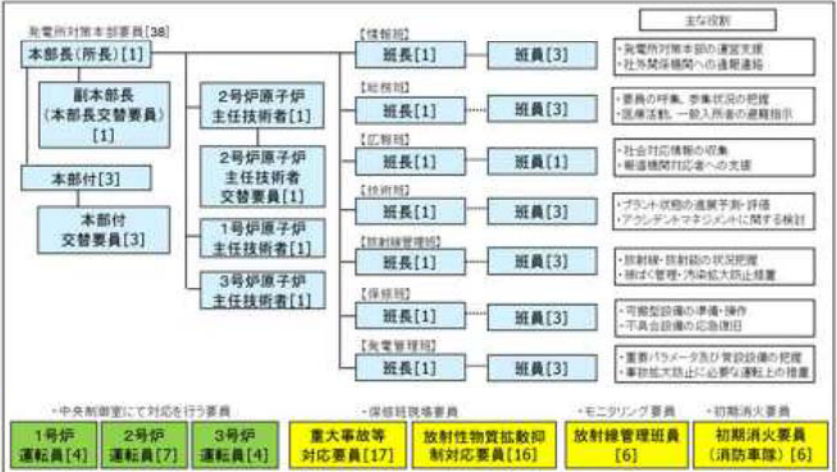
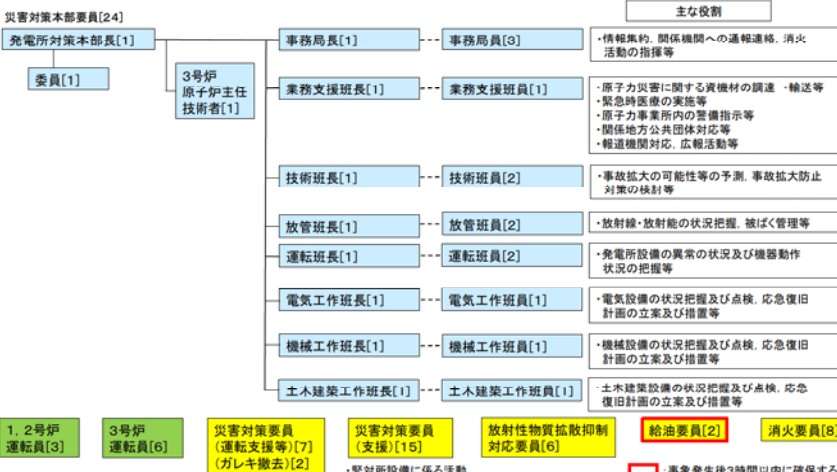
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>3. 本復旧対策について</p> <p>道路に流入した土砂を撤去（掘削及び運搬）するなど、従来の道路幅員まで拡幅後、法面整形及び安定化対策を実施する。1箇所当たりの復旧に要する時間は数日～3.5ヶ月程度であり、復旧に当たっては、早期に復旧可能なルートを優先的に復旧するなど、合理的な事故処理に努める。</p>  <p>第2図 本復旧対策箇所</p>		<p>3. 本復旧対策について</p> <p>道路に流入した土砂を撤去（掘削及び運搬）するなど、従来の道路幅員まで拡幅後、法面整形及び安定化対策を実施する。復旧に要する時間は数日～3ヶ月程度である。</p>  <p>第2図 本復旧対策箇所</p>	<p>【女川】 記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 復旧日数の相違</li> <li>・ 泊は復旧箇所が1箇所のための、優先的に復旧するルートはない</li> </ul> <p>【女川】 記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 復旧箇所の相違</li> </ul>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

<p>女川原子力発電所2号炉</p> <p>補足資料(11)</p> <p>発電所構外からの要員参集について</p> <p>重大事故等発生時には発電所対策本部を設置する。原子力防災組織の要員は第1図に示すとおりであり、要員の招集が可能であることを確認した。</p>  <p>第1図 原子力防災組織の要員（第2緊急体制）</p> <p>夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）においても、重大事故等が発生した場合に備えて、必要な初動対応を行うために44名が発電所に常駐している。事故対応に必要な有効性評価上のすべての初動対応は発電所に常駐する44名で対応可能である。</p> <p>長期的な事故対応を行うために、事象発生後12時間を目途に発電所外の参集要員54名を招集・確保し、体制の拡大を図ることとしている。また、構外からの参集ルートは複数の陸路を確保しており、いずれのルートにおいても発電所に到着することができる。要員の呼出しは、自動呼出システム、通信連絡設備によって実施する。</p>	<p>島根原子力発電所2号炉</p> <p>別紙 (22)</p> <p>発電所構外からの要員の参集について</p>	<p>泊発電所3号炉</p> <p>補足資料(10)</p> <p>発電所構外からの要員参集について</p> <p>重大事故等発生時には発電所対策本部を設置する。原子力防災組織の要員は第1図に示すとおりであり、要員の招集が可能であることを確認した。</p>  <p>第1図 原子力防災組織の要員（参集要員招集後）</p> <p>夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）においても、重大事故等が発生した場合に備えて、必要な初動対応を行うために44名が発電所に常駐している。事故対応に必要な有効性評価上の初動対応は発電所に常駐する44名で対応可能である。また、重大事故等対策の有効性評価にて期待する代替非常用発電機等への給油活動については、事象発生後3時間以内に発電所構外の要員2名を招集・確保することで対応可能である。</p> <p>長期的な事故対応を行うために、事象発生後12時間を目途に発電所外の発電所災害対策要員27名を招集・確保し、体制の拡大を図ることとしている。また、構外からの参集ルートは複数の陸路を確保しており、いずれのルートにおいても発電所に到着することができる。要員の呼出しは、緊急時の呼び出しシステム、通信連絡設備によって実施する。</p>	<p>相違理由</p> <p>【島根】記載方針の相違              ・泊は、要員参集について補足資料に整理した。（女川と同様）</p> <p>【島根】記載方針の相違              ・泊は、重大事故等時の体制に係る概要を記載した。（女川と同様）</p> <p>【女川】体制の相違              ・要員数、要員の名称に相違はあるが、運転員、可搬型 SA 設備を用いて電源復旧活動や注水活動等を行う要員、緊急時対策所にて対応を行う各機能班の要員、消火活動を行う要員等、重大事故等時の対応に必要な要員を確保する方針であることについては女川と同様。（詳細は技術的能力1.0で整理）</p> <p>【女川】体制の相違              ・泊は、有効性評価にて期待する給油作業は発電所構外の参集要員に期待する。</p> <p>【女川】名称の相違              【女川】参集要員の人数の相違              ・泊は、12時間以内に参集要員27名を確保し発電所対策本部を強化する。参集要員の人数に相違はあるものの、女川と同様に対策本部として必要な機能は確保できる。</p>
--	--	---	--

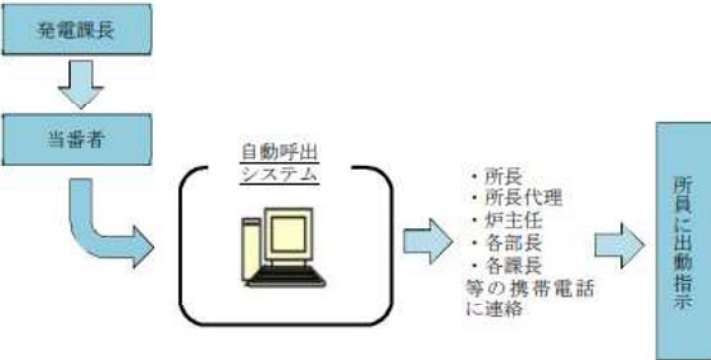
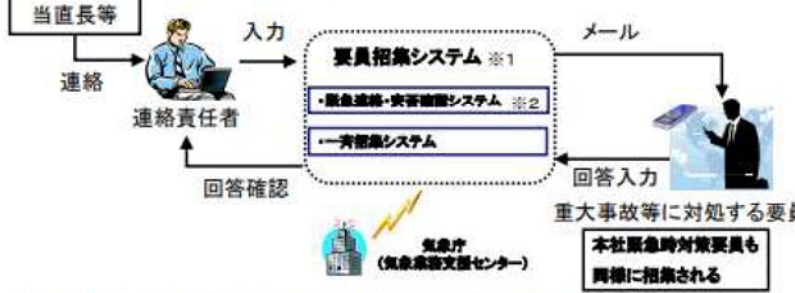
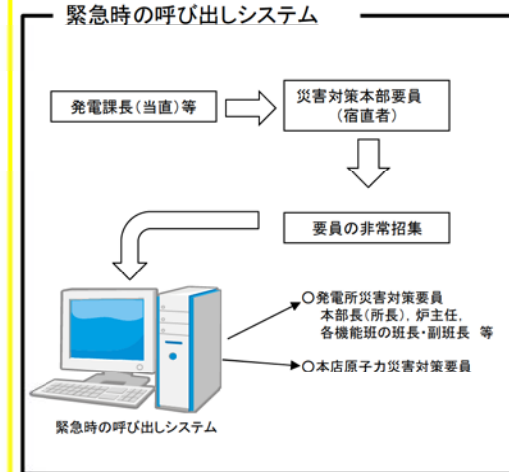
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>1. 発電所構内に待機している要員の招集について</p> <p>発電所構内には夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）において初動対応に必要な要員を待機させており、重大事故等への対応が可能である。夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）において、待機している原子力防災組織の要員を第2図に示す。</p> <p>第2図 原子力防災組織の要員                      （夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外））</p>		<p>1. 発電所構内に待機している要員の招集について</p> <p>発電所構内には夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）において初動対応に必要な要員を待機させており、重大事故等への対応が可能である。夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）において、待機している原子力防災組織の要員を第2図に示す。</p> <p>第2図 原子力防災組織の要員                      （夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外））</p>	<p><b>相違理由</b></p> <p>【女川】体制の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・要員数、要員の名称に相違はあるが、運転員、可搬型 SA 設備を用いて電源復旧活動や注水活動等を行う要員、緊急時対策所にて対応を行う本部要員、消火活動を行う要員等、重大事故等時の初動対応に必要な要員を確保する方針であること<b>は女川と同様。</b></li> <li>・泊は、<b>副原子力防災管理者である全体指揮者が国、関係地方公共団体等への通報連絡、初期消火活動等の責任者として統括管理する。</b>（大阪、玄海、伊方と同等の体制を確保している。）（大阪は<b>全体指揮者（副原子力防災管理者）1名、ユニット指揮者2名、通報連絡者2名、現場調整者1名</b>）（玄海は<b>全体指揮者（副原子力防災管理者）1名、号炉毎指揮者2名、通報連絡者1名</b>）（伊方は、<b>連絡責任者1名、連絡当番者2名、放管当番者1名</b>）（詳細は技術的能力1.0で整理）</li> </ul>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>2. 発電所構外に滞在している要員の招集について</p> <p>(1) 要員の招集の流れ</p> <p>夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）に重大事故等が発生した場合に、発電所外にいる<b>重大事故等対策要員</b>を速やかに非常招集するため、「<b>自動呼出システム</b>」（第3図参照）、「<b>通信連絡設備</b>」等を活用し、要員の非常招集及び情報提供を行う。なお、故障等の要因で<b>自動呼出システム</b>が使用できない場合には、<b>事務建屋の対策室又は緊急時対策所の通信連絡設備</b>を用いて、あらかじめ定める連絡体制に従い、要員の非常招集を行う。</p>  <p style="text-align: center;">第3図 自動呼出システム</p>	<p>1. 要員の招集の流れ</p> <p>夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）に重大事故等が発生した場合に、発電所外にいる<b>重大事故等に対処する要員</b>を速やかに非常招集するため、「<b>要員招集システム</b>」、「<b>通信連絡手段</b>」等を活用し、要員の非常招集及び情報提供を行う。（第1図）</p> <p>■ 要員招集システムによる対応要員の招集</p> <p>連絡責任者が要員招集システムを操作し、招集メールを発信する。</p>  <p>※1 発電所沿岸で津波警報、大津波警報が発令された場合は気象庁の情報により要員招集システムからも招集メールが自動配信される。</p> <p>※2 松江市内で震度6弱以上の地震が発生した場合、自動的に参集を開始するが、地震情報は当該システムからも自動配信される。</p> <p style="text-align: center;">第1図 要員招集システム</p>	<p>2. 発電所構外に滞在している要員の招集の流れ</p> <p>夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）に重大事故等が発生した場合に、発電所外にいる<b>発電所災害対策要員</b>を速やかに非常招集するため、<b>緊急時の呼び出しシステム</b>（第3図参照）、<b>通信連絡手段</b>等を活用し、要員の非常招集及び情報提供を行う。なお、故障等の要因で<b>緊急時の呼び出しシステム</b>が<b>使用</b>できない場合には、<b>緊急時対策所の通信連絡設備</b>を用いて、あらかじめ定める連絡体制に従い、要員の非常招集を行う。</p>  <p style="text-align: center;">第3図 緊急時の呼び出しシステム</p>	<p><b>相違理由</b></p> <p>【女川及び島根】名称の相違（以降、<b>相違理由</b>を省略）</p> <p>【島根】記載方針の相違・泊は、呼び出しシステムの故障時の対応について記載しており、<b>女川と同様である。</b></p> <p>【女川】記載表現の相違</p> <p>・通信連絡設備を使用する場所は異なるが、故障等の要因により、緊急時の呼び出しシステムが<b>使用</b>できない場合に、通信連絡設備を用いて<b>要員の非常招集を行うことについては、女川と同様である。</b></p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>発電所周辺地域（女川町、石巻市又は東松島市）で震度6弱以上の地震が発生した場合には、非常招集連絡がなくても参集する。</p> <p>地震等により、家族、自宅等が被災した場合や自治体からの避難指示等が出された場合は、家族の身の安全を確保した上で参集する。</p> <p>集合場所は、基本的には各寮・アパートに滞在中の場合は、当該宿舎の駐車場又は集会所、外出先や石巻市内から参集する場合には高台に設置された浦宿寮（第4図）とする。発電所の状況が入手できる場合は、直接発電所へ参集可能とするが、道路状況や発電所における事故の進展状況等が確認できない場合又は徒歩による参集が必要になる場合には、浦宿寮を経由して発電所に向かうものとする。</p>	<p>松江市内で震度6弱以上の地震が発生した場合には、社内規程に基づき、非常招集連絡がなくても自主的に参集する。</p> <p>地震等により家族、自宅等が被災した場合や自治体からの避難指示等が出された場合は、家族の身の安全を確保した上で参集する。</p> <p>集合場所は、基本的には構外参集拠点（緑ヶ丘施設、宮内（社宅・寮）及び佐太前寮）（第2図）とするが、発電所の状況が入手できる場合は、直接発電所へ参集可能とする。</p>	<p>発電所周辺地域（泊村、共和町、岩内町又は神恵内村）において震度5弱以上の地震発生や発電所前面海域における大津波警報が発表された場合には、社内規程に基づき、非常招集連絡がなくても自主的に参集する。</p> <p>地震等により家族、自宅等が被災した場合や自治体からの避難指示等が出された場合は、家族の身の安全を確保した上で参集する。</p> <p>集合場所は、基本的には共和町宮丘地区のエナメゾン共和寮とし、参集ルートや移動手段の選定、放射線防護具の着用等の発電所までの参集に係る準備を行う。参集準備完了後、参集が必要な要員は、発電所構内に向け参集を開始する。なお、残る要員は、集合場所で待機し発電所対策本部の指示に従う。発電所の状況が入手できる場合は、直接発電所へ参集可能とするが、道路状況や発電所における事故の進展状況等が確認できない場合には、共和町宮丘地区を経由して発電所に向かうものとする。（第4図）</p>	<p>【女川及び島根】運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>泊は、震度5弱以上、大津波警報発表で自動参集する。</li> </ul> <p>【女川及び島根】地理的要因の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>泊は、発電所から半径2.5km圏内の共和町宮丘地区（社宅・寮）に約7割の発電所員が所在していることから、共和町宮丘地区にあるエナメゾン共和寮を集合場所としている。</li> </ul> <p>【女川及び島根】記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>泊は、集合場所に集合した要員は発電所までの参集に係る準備を行うこと等について記載した。</li> </ul> <p>【島根】記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>泊は、道路状況や発電所における事故の進展状況等が確認できない場合に集合場所を経由して発電所に向かうことを記載（女川と同様）</li> </ul> <p>【女川】運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>泊は、徒歩による参集が必要な場合でも、道路状況や発電所における事故の進展状況が確認できる場合は、直接発電所へ向かうこととしている。</li> </ul>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

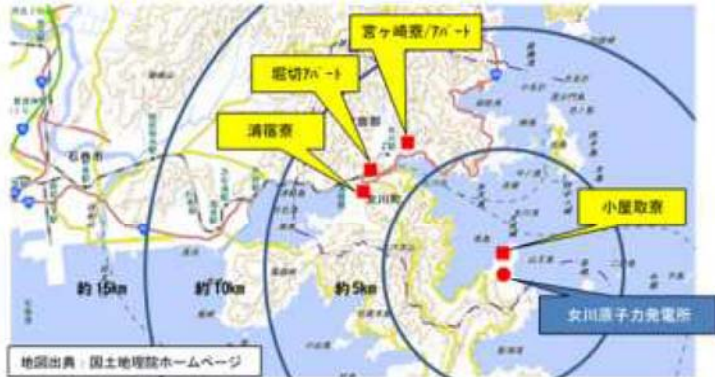

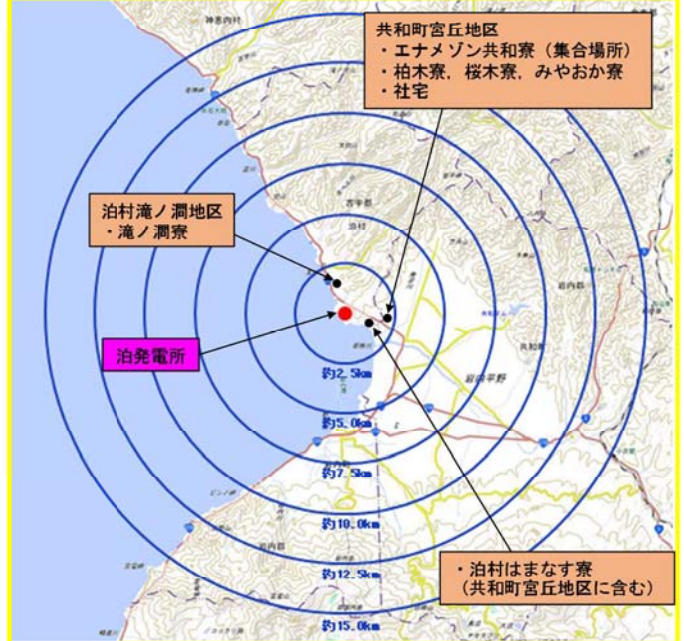
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>集合場所に集合した要員は、発電所対策本部と非常招集に係る以下の確認、調整を行い、通信連絡設備、懐中電灯等（第1表）を持参し、発電所と連絡を取りながら集団で発電所に移動する。集合場所には通信連絡設備として衛星電話設備（携帯型）を配備する。</p> <p>①発電所の状況、招集人数、必要な装備（放射線防護服、マスク、線量計等）                  ②招集した要員の確認（人数、体調等）                  ③携行資機材（通信連絡設備、懐中電灯等）                  ④天候、災害情報（道路状況含む。）等                  ⑤参集場所（対策室（事務建屋）、緊急時対策所）</p>	<p>構外参集拠点（緑ヶ丘施設、宮内（社宅・寮）及び佐太前寮）に集合した要員は、緊急時対策本部と非常招集に係る以下の確認、調整を行い、通信連絡設備、懐中電灯等を持参し、発電所と連絡を取りながら集団で移動する。構外参集拠点（緑ヶ丘施設、宮内（社宅・寮）及び佐太前寮）には通信連絡設備として衛星電話設備（携帯型）を各5台配備する。</p> <p>①発電所の状況（発電所への移動が可能なプラント状況かどうか（格納容器ベントの実施見通し）、発電所に行くための必要な装備（放射線防護具、マスク、線量計を含む。）                  ②その他発電所で得られた情報（発電所への移動に関する道路状況等、移動する上で有益な情報）                  ③発電所へ移動する人の情報（人数、体調、移動手段（徒歩、車両）、連絡先）</p>	<p>集合場所に集合した要員は、発電所対策本部と非常招集に係る以下の確認、調整を行い、通信連絡設備、LED懐中電灯等（第1表）を持参し、発電所と連絡を取りながら集団で移動する。集合場所には通信連絡設備として衛星携帯電話を2台配備する。</p> <p>①発電所の状況、発電所構内の本部要員等の要員数                  ②入構時に携行すべきもの（通信連絡設備、LED懐中電灯、放射線防護具等）                  ③あらかじめ定められている参集ルートの中から、天候・災害情報及び発電所の状況を踏まえ、開放する門扉及び参集する場所も含めた、適切なルートの選定。                  ④集合した要員の状況（集合状況、各班の人数、体調等）                  ⑤入構手段（社有車、自家用車、徒歩等）                  ⑥入構手段、天候、災害情報等からの大まかな到着時間</p>	<p>【島根】記載表現の相違                  【女川及び島根】名称の相違（以降、相違理由を省略）                  【女川】記載方針の相違                  ・泊は、集合場所に配備する衛星携帯電話の台数を記載した。                  【島根】運用の相違                  ・泊は、発電所対策本部との連絡を取り合うために必要な台数として2台確保している。                  【女川及び島根】記載表現の相違                  ・集合場所で入手する情報、TSCとの調整事項等については同様。                  【女川】運用の相違                  ・女川は、状況に応じて参集場所を変更する運用。原災法10条以降又は震度6弱以上の場合は緊急時対策所へ参集することとしている。                  ・泊は、原子力防災準備体制又は原子力防災体制発令後は緊急時対策所へ参集することとしている。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>先に出発した参集要員は、参集ルートの道路状況を衛星電話設備（携帯型）にて発電所対策本部に報告する。発電所対策本部は、参集要員からの情報を基により良い参集ルートを選定し、衛星電話設備（携帯型）にて、後続の参集要員に連絡する。</p>  <p>第4図 女川原子力発電所とその周辺</p>	<p>発電用原子炉主任技術者は通信連絡手段により、必要の都度、発電所の連絡責任者と連絡をとり、発電用原子炉施設の運転に関し、保安上の指示を行う。</p>  <p>第2図 島根原子力発電所とその周辺</p>	<p>先に出発した参集要員は、参集ルートの道路状況を衛星携帯電話にて発電所対策本部に報告する。発電所対策本部は、参集要員からの情報を基により良い参集ルートを選定し、衛星電話設備又は衛星携帯電話にて、後続の参集要員に連絡する。</p> <p>発電用原子炉主任技術者は通信連絡手段により、必要の都度、発電所の災害対策本部要員と連絡をとり、発電用原子炉施設の運転に関し、保安上の指示を行う。</p>  <p>第4図 泊発電所とその周辺</p>	<p>【島根】記載方針の相違                  ・泊は、参集要員と発電所対策本部は、衛星電話設備又は衛星携帯電話を用いて参集ルートにおける道路状況等の情報収集を行うことを記載した。</p> <p>【女川】運用の相違                  ・泊は、緊急時対策所に配備する固定型の衛星電話設備も使用する。</p> <p>【島根】名称の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

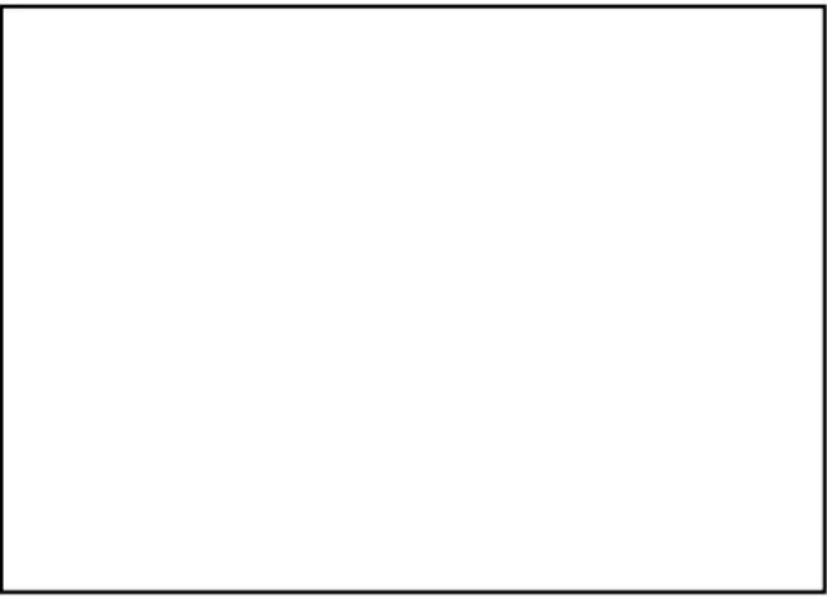

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																													
<p>第1表 集合場所に配備する装備品及び携行資機材等（相当品）一覧</p> <table border="1" data-bbox="112 268 908 436"> <thead> <tr> <th>装備品</th> <th colspan="2">携行資機材等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放射線防護服、マスク</td> <td>線量計</td> <td>熊鈴</td> </tr> <tr> <td>登山靴</td> <td>通信連絡設備</td> <td>リュックサック</td> </tr> <tr> <td>合羽</td> <td>懐中電灯、ヘッドライト</td> <td>救急キット</td> </tr> <tr> <td>手袋</td> <td>ステッキ</td> <td>ノーバンク自転車</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 重大事故等対策要員の所在について                      女川原子力発電所の所員の大多数は女川町内の社有宿舎等や周辺市町に居住している（第2表）。</p> <p>第2表 居住地別の発電所員数（平成30年1月時点）</p> <table border="1" data-bbox="100 1171 902 1281"> <thead> <tr> <th>居住地</th> <th>女川町</th> <th>石巻市</th> <th>その他地域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>居住者数</td> <td>345人 (約77%)</td> <td>92人 (約20%)</td> <td>13人 (約3%)</td> </tr> </tbody> </table>	装備品	携行資機材等		放射線防護服、マスク	線量計	熊鈴	登山靴	通信連絡設備	リュックサック	合羽	懐中電灯、ヘッドライト	救急キット	手袋	ステッキ	ノーバンク自転車	居住地	女川町	石巻市	その他地域	居住者数	345人 (約77%)	92人 (約20%)	13人 (約3%)	<p>2. 重大事故等に対処する要員の所在について                      発電所員の社宅・寮がある島根原子力発電所から半径5km圏内に、発電所員（約540名）の約4割が居住している。更に、島根原子力発電所から半径5～10km圏内には、発電所員の約3割が居住しており、おおむね島根原子力発電所から半径10km圏内に発電所員の約7割が居住している。（第2図）（第1表）</p> <p>第1表 居住地別の発電所員数（令和3年3月時点）</p> <table border="1" data-bbox="937 1171 1739 1293"> <thead> <tr> <th>居住地</th> <th>5km圏内</th> <th>5～10km圏内</th> <th>10～20km圏内</th> <th>その他地域 (半径20km圏外)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>居住者数</td> <td>231名 (43%)</td> <td>155名 (29%)</td> <td>90名 (17%)</td> <td>60名 (11%)</td> </tr> </tbody> </table>	居住地	5km圏内	5～10km圏内	10～20km圏内	その他地域 (半径20km圏外)	居住者数	231名 (43%)	155名 (29%)	90名 (17%)	60名 (11%)	<p>第1表 集合場所に配備する装備品及び携行資機材等（相当品）一覧</p> <table border="1" data-bbox="1947 260 2427 483"> <thead> <tr> <th>装備品</th> <th>携行資機材等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放射線防護服、マスク、作業靴、雨合羽、防寒着、手袋</td> <td>線量計、通信連絡設備、LED懐中電灯、LEDヘッドランプ、スノーシュー、熊鈴、救急キット</td> </tr> </tbody> </table> <p>3. 発電所災害対策要員の所在について                      泊発電所の発電所災害対策要員の大多数は共和町、泊村及び岩内町の発電所から半径12.5km圏内に居住している（第2表）。</p> <p>第2表 居住地別の発電所災害対策要員数（2021年12月時点）</p> <table border="1" data-bbox="1792 1176 2582 1381"> <thead> <tr> <th>居住地</th> <th>共和町宮丘地区※1 (泊発電所から半径2.5km圏内)</th> <th>共和町(宮丘地区を除く)、岩内町、泊村滝ノ澗地区※2 (泊発電所から半径12.5km圏内)</th> <th>その他地域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>居住者数</td> <td>355人 (約71%)</td> <td>141人 (約28%)</td> <td>3人 (約1%)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：共和町宮丘地区とは、共和町宮丘地区のエナメゾン共和寮（集合場所）柏木寮、桜木寮、みやおか寮及び社宅、並びに泊村はまなす寮                      ※2：泊村滝ノ澗地区とは、滝ノ澗とその周辺地域</p>	装備品	携行資機材等	放射線防護服、マスク、作業靴、雨合羽、防寒着、手袋	線量計、通信連絡設備、LED懐中電灯、LEDヘッドランプ、スノーシュー、熊鈴、救急キット	居住地	共和町宮丘地区※1 (泊発電所から半径2.5km圏内)	共和町(宮丘地区を除く)、岩内町、泊村滝ノ澗地区※2 (泊発電所から半径12.5km圏内)	その他地域	居住者数	355人 (約71%)	141人 (約28%)	3人 (約1%)	<p>相違理由</p> <p>【島根】記載方針の相違                      ・泊は、参集時の集合場所に配備する装備品及び携行資機材等を記載。（女川と同様）</p> <p>【女川】運用の相違                      ・泊は、積雪を考慮し、防寒着やスノーシューを配備している。女川とは配備する装備品が相違するが、放射線防護具、線量計、通信連絡設備、救急キット等、同等の装備品等を配備している。</p> <p>【女川及び島根】記載表現の相違</p> <p>【女川及び島根】要員数の相違                      ・居住地別の要員数は異なるが、女川及び島根と同等の要員数を確保している。</p>
装備品	携行資機材等																																															
放射線防護服、マスク	線量計	熊鈴																																														
登山靴	通信連絡設備	リュックサック																																														
合羽	懐中電灯、ヘッドライト	救急キット																																														
手袋	ステッキ	ノーバンク自転車																																														
居住地	女川町	石巻市	その他地域																																													
居住者数	345人 (約77%)	92人 (約20%)	13人 (約3%)																																													
居住地	5km圏内	5～10km圏内	10～20km圏内	その他地域 (半径20km圏外)																																												
居住者数	231名 (43%)	155名 (29%)	90名 (17%)	60名 (11%)																																												
装備品	携行資機材等																																															
放射線防護服、マスク、作業靴、雨合羽、防寒着、手袋	線量計、通信連絡設備、LED懐中電灯、LEDヘッドランプ、スノーシュー、熊鈴、救急キット																																															
居住地	共和町宮丘地区※1 (泊発電所から半径2.5km圏内)	共和町(宮丘地区を除く)、岩内町、泊村滝ノ澗地区※2 (泊発電所から半径12.5km圏内)	その他地域																																													
居住者数	355人 (約71%)	141人 (約28%)	3人 (約1%)																																													



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(3) 発電所構外からの要員の参集ルート</p> <p>a. 概要</p> <p>女川町内からの要員参集ルートについては、第5図に示すとおりであり、ルート①「五部浦ルート（県道41号線）」、ルート②「コバルトラインルート（県道220号線）」及びルート③「表浜ルート（県道2号線）」の3ルートの基本とし、これらのルートに迂回路を組み合わせた複数の経路を確保している。</p> <p>さらに、発電所への入構についても、第6図のとおり通常時に使用している正門ゲートのほかに、発電所南側の牡鹿ゲートの使用も可能であることから、迂回路と組み合わせることで、ルートを重複させることなく、参集が可能である。</p> <p>集合場所（浦宿寮）から発電所までの徒歩による参集所要時間を第3表に示す。</p>  <p>第5図 発電所へのアクセスルート</p>  <p>第6図 発電所構内への入域ルート</p>	<p>3. 発電所構外からの要員の参集ルート</p> <p>(1) 概要</p> <p>発電所構外からの参集ルートについては、第3図に示すとおりであり、参集ルートの障害要因としては、比較的に平坦な土地であることから、土砂災害の影響は少なく、地震による橋の崩壊、津波による参集ルートの浸水が考えられる。</p> <p>地震による橋梁の崩落については、参集ルート上の橋梁が崩落等により通行ができなくなった場合でも、迂回ルートが複数存在することから、参集は可能である。また、木造建物の密集地域はなくアクセスに支障はない。</p> <p>なお、地震による参集ルート上の主要な橋梁への影響については、平成12年鳥取県西部地震においても、実際に徒歩による通行に支障はなかった。</p> <p>大規模な地震が発生し、発電所で重大事故等が発生した場合には、住民避難の交通渋滞が発生すると考えられるため、交通集中によるアクセス性への影響回避のため、参集ルートとしては可能な限り住民避難の渋滞を避けることとし、複数ある参集ルートから適切なルートを選定する。</p>  <p>第3図 発電所構外からの参集ルート</p> <p>本資料のうち、枠囲みの内容は機密に係る事項のため公開できません。</p>	<p>4. 発電所構外からの要員の参集ルート</p> <p>(1) 概要</p> <p>発電所構外からの参集ルートについては、第5図に示すとおりであり、参集ルートの障害要因としては、比較的に平坦な土地であることから、土砂災害の影響は少なく、地震による橋の崩壊、津波による参集ルートの浸水が考えられる。</p> <p>地震による橋梁の崩落については、参集ルート上の橋梁が崩落等により通行ができなくなった場合でも、参集ルートが複数存在することから、参集は可能である。また、木造建物の密集地域はなくアクセスに支障はない。</p> <p>なお、地震による参集ルート上の主要な橋梁への影響については、平成5年北海道南西沖地震においても、徒歩による通行に支障はなかった。</p> <p>大規模な地震が発生し、発電所で重大事故等が発生した場合には、住民避難の交通渋滞が発生すると考えられるため、交通集中によるアクセス性への影響回避のため、参集ルートとしては可能な限り住民避難の渋滞を避けることとし、複数ある参集ルートから適切なルートを選定する。</p>  <p>第5図 発電所構外からの参集ルート</p>	<p>相違理由</p> <p>【女川】地理的要因の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・泊発電所の周辺は比較的に平坦な土地であり、島根と類似していることから、以降は、主に島根との相違について相違理由を記載する。</li> </ul> <p>【島根】運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・泊は、参集ルート上の橋梁の崩落等により通行不可となった場合を想定して、複数の参集ルートを確認している。</li> </ul> <p>【島根】地理的要因の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																								
<p>第3表 徒歩による参集所要時間</p> <table border="1" data-bbox="112 237 905 394"> <thead> <tr> <th></th> <th>ルート①</th> <th>ルート②</th> <th>ルート③</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>移動距離</td> <td>約18km</td> <td>約17km</td> <td>約29km</td> </tr> <tr> <td>所要時間（昼間、晴天）*</td> <td>約3時間50分</td> <td>約3時間40分</td> <td>約6時間10分</td> </tr> <tr> <td>歩行実績</td> <td>—</td> <td>3時間13分（約5.2km/h）</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>参集時間の目安</td> <td colspan="3">所要時間に、道路状況、住民避難、夜間・荒天等を考慮し、12時間を目安と設定</td> </tr> <tr> <td>震災時の実績</td> <td colspan="3">震災時に、地震・津波の影響によりがれきが散乱している道路状況において当社社員が参集した実績：約5.5kmを1時間（約90m/min）で歩行</td> </tr> </tbody> </table> <p>※：「不動産の表示に関する公正競争規約施行規則」における徒歩所要時間（90m/minで歩行）</p>		ルート①	ルート②	ルート③	移動距離	約18km	約17km	約29km	所要時間（昼間、晴天）*	約3時間50分	約3時間40分	約6時間10分	歩行実績	—	3時間13分（約5.2km/h）	—	参集時間の目安	所要時間に、道路状況、住民避難、夜間・荒天等を考慮し、12時間を目安と設定			震災時の実績	震災時に、地震・津波の影響によりがれきが散乱している道路状況において当社社員が参集した実績：約5.5kmを1時間（約90m/min）で歩行			<p>津波浸水時については、アクセス性への影響を未然に回避するため、大津波警報発生時には<b>基準津波が来襲した際に</b>浸水が予想されるルート（第3図に示す、比較的海に近いルート）は使用しないこととし、これ以外の参集ルートを使用して参集することとする。</p>	<p>津波浸水時については、アクセス性への影響を未然に回避するため、大津波警報<b>発生時</b>には浸水が予想されるルート（第6図に示す、比較的海に近いルート）は使用しないこととし、これ以外の参集ルートを使用して参集することとする。</p>	<p><b>【女川】記載方針の相違</b>                  ・泊は、徒歩による要員参集の検証結果を参考2に示す。</p> <p><b>【島根】運用の相違</b>                  ・泊は、発電所周辺地域のハザードマップにおける津波浸水範囲を考慮して、迂回が可能となるよう複数の参集ルートを確認している。（女川と同様）                  ・女川は、女川町及び石巻市のハザードマップを用いて自然災害が参集ルートへ与える影響について検討している。（1.0.2-補足 10-19 頁参照）</p>
	ルート①	ルート②	ルート③																								
移動距離	約18km	約17km	約29km																								
所要時間（昼間、晴天）*	約3時間50分	約3時間40分	約6時間10分																								
歩行実績	—	3時間13分（約5.2km/h）	—																								
参集時間の目安	所要時間に、道路状況、住民避難、夜間・荒天等を考慮し、12時間を目安と設定																										
震災時の実績	震災時に、地震・津波の影響によりがれきが散乱している道路状況において当社社員が参集した実績：約5.5kmを1時間（約90m/min）で歩行																										

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>b. 津波による影響が考えられる場合の参集ルート</p> <p>重大事故等対策要員が女川町内から参集する場合、基本的に車両を使用するが、道路状況等により通行が困難な場合には徒歩による参集を行うこととしている。参集ルートの中には、一部低地が含まれており、この場合には津波の収束状況等を勘案して通行することとしている。さらに、低地の通行が不可能な場合にも、送電線の巡視ルート等を活用し、高台のみの通行により発電所(緊急時対策所)まで参集することが可能であることを確認している(第7図、第8図)。</p>  <p>第7図 高台のみを通行する場合の要員参集ルート (所外)</p>  <p>第8図 高台のみを通行する場合の要員参集ルート (所内)</p>	<p>(2) 津波による影響が考えられる場合の参集ルート</p> <p>松江市津波ハザードマップによると、松江市中心部から発電所までの参集ルートへの影響はほとんど見られない(川岸で数10cm程度)が、大津波警報発生時は、津波による影響を想定し、海側や佐陀川の河口付近を避けたルートにより参集する。(第4図)</p>  <p>第4図 構外参集拠点からの参集ルート</p> <p>本資料のうち、枠囲みの内容は機密に係る事項のため公開できません。</p>	<p>(2) 津波による影響が考えられる場合の参集ルート</p> <p>泊村、共和町及び岩内町ハザードマップによると、海側及び河口付近を経由した発電所までの参集ルートが津波浸水予測範囲となっている。大津波警報発生時は、津波による影響を想定し、海側や堀株川の河口付近を避けたルートにより参集する。(第6図)</p>  <p>第6図 発電所構外からの参集ルート (津波による影響が考えられる場合)</p>	<p><b>相違理由</b></p> <p>【島根】地理的要因の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・泊は、海側及び河口付近が津波浸水予測範囲となっていることから、大津波警報発生時は迂回することとしている。</li> </ul> <p>【島根】河川名称の相違</p> <p>【女川】記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・泊は、集合場所までの移動ルートについては複数の迂回ルート(青線)を示す。集合場所から発電所までのルートのうち、津波の影響を受けない大和門扉ルートに係る説明は5.項にて整理している。</li> </ul>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>c. 住民避難がなされている場合の参集について                      全面緊急事態に該当する事象が発生し、住民避難が開始している場合、住民の避難方向と逆方向に要員が移動することが想定される。                      発電所へ参集する要員は、原則、住民避難に影響のないよう行動し、自動車による参集ができないような場合は、自動車を避難に支障のない場所に停止した上で、<b>徒歩等</b>により参集する。</p> <p>d. 発電所構内への参集ルート                      発電所敷地外から発電所構内への参集ルートは、<b>通常の正門を通過するルートに加え、迂回ルートを確認している</b>（第9図）。</p>	<p>(3) 住民避難が行われている場合の参集について                      全面緊急事態に該当する事象が発生し、住民避難が開始している場合、住民の避難方向と逆方向に要員が移動することが想定される。                      発電所へ参集する要員は、原則、住民避難に影響のないよう行動し、自動車による参集ができないような場合は、自動車を避難に支障のない場所に停止した上で、<b>徒歩や自転車</b>により参集する。</p> <p>4. 発電所構内への参集ルート                      発電所敷地外から発電所構内への参集ルートは、<b>通常の一矢入口及び本谷入口を通過するルートに加え迂回ルートを確認している</b>。（第5図）</p> <p>発電所近傍にある500kV、220kV及び66kVの送電鉄塔の倒壊による障害を想定し、鉄塔が倒壊しても影響を受けない参集ルートを設定する。</p> <p>発電所近傍にある500kV、220kV及び66kVの送電鉄塔の倒壊による障害を想定し、鉄塔が倒壊した場合における通行の考え方を別紙補足1に示す。</p>	<p>(3) 住民避難が行われている場合の参集について                      全面緊急事態に該当する事象が発生し、住民避難が開始している場合、住民の避難方向と逆方向に要員が移動することが想定される。                      発電所へ参集する要員は、原則、住民避難に影響のないよう行動し、自動車による参集ができないような場合は、自動車を避難に支障のない場所に停止した上で、<b>徒歩や自転車</b>により参集する。</p> <p>5. 発電所構内への参集ルート                      発電所敷地外から発電所構内への参集ルートは、<b>通常時に使用する茶津門扉を通過するルート</b>（以下、「茶津門扉ルート」という。）に加え、津波発生時に茶津門扉ルートが使用できない場合を考慮し、津波による影響を受けない大和門扉を通過するルート（以下、「大和門扉ルート」という。）を確保している（第7図及び第8図）。大和門扉ルートを使用した要員参集の状況について参考2に示す。</p> <p>発電所近傍にある275kV及び66kVの送電鉄塔の倒壊による障害を想定し、<b>275kV送電鉄塔が倒壊した場合には、徒歩により第二大和門扉を通過する迂回ルートを確認しており、</b>鉄塔が倒壊しても影響を受けない参集ルートを設定する。</p> <p>発電所近傍にある275kV及び66kVの送電鉄塔の倒壊による障害を想定し、鉄塔が倒壊した場合における通行の考え方を参考3に示す。</p>	<p><b>相違理由</b></p> <p>【女川】記載表現の相違（島根と<b>同様</b>）</p> <p>【女川及び島根】記載方針の相違                      ・泊は、通常入構ルートの大和門扉ルートについて記載し、その補足説明を参考資料にて整理している。</p> <p>【女川】記載方針の相違                      ・泊は、発電所近傍にある送電鉄塔の倒壊による障害を想定し参集ルートの設定を行っている。（島根と<b>同様</b>）</p> <p>【女川及び島根】記載方針の相違                      ・泊は、275kV送電鉄塔が倒壊した場合の<b>徒歩により第二大和門扉を通過する迂回ルート</b>について記載した。<b>送電鉄塔が倒壊した場合における通行の考え方については、参考3に整理している。</b></p> <p>【島根】倒壊を想定する送電鉄塔の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>平日の勤務時間帯においては、緊急時対策要員の多くは管理事務所で執務しており、招集連絡を受けた場合は、速やかに緊急時対策所に参集する。</p> <p>夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）においては、初動対応する要員が免震重要棟又はその近傍及び制御室建物又はその近傍で執務若しくは待機しており、招集連絡を受けた場合は、速やかに緊急時対策所に参集する。</p> <p>管理事務所及び免震重要棟から緊急時対策所までのアクセスルートを、第5図に示す。</p>  <p>第9図 発電所構内への参集ルート</p>	<p>平日の勤務時間帯においては、緊急時対策要員の多くは管理事務所で執務しており、招集連絡を受けた場合は、速やかに緊急時対策所に参集する。</p> <p>夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）においては、初動対応する要員が免震重要棟又はその近傍及び制御室建物又はその近傍で執務若しくは待機しており、招集連絡を受けた場合は、速やかに緊急時対策所に参集する。</p> <p>管理事務所及び免震重要棟から緊急時対策所までのアクセスルートを、第5図に示す。</p>	<p>平日の勤務時間帯においては、発電所災害対策要員の多くは総合管理事務所で執務しており、招集連絡を受けた場合は、速やかに緊急時対策所に参集する。</p> <p>夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）においては、初動対応する要員が総合管理事務所又はその近傍の建屋内で執務若しくは待機しており、招集連絡を受けた場合は、速やかに緊急時対策所に参集する。</p> <p>総合管理事務所等の発電所構内の建屋内から緊急時対策所までのアクセスルートを、第8図に示す。</p> <p>なお、第7図及び第8図に示す参集ルートについては、外部からの支援を受けるためのルートとしても使用する。通常時の構内入構ルートである茶津門扉ルートについては、津波発生時の使用不可も考慮し、津波の影響を受けない大和門扉ルートを確認することとし、今後、必要に応じて外部からのアクセス性を確保するための道路拡幅や整地等を行い、車両・物資輸送が適切に行えるよう対応していく。</p> <p>※大和門扉ルートについては、現状において資機材等の輸送に必要な外部支援用車両は問題なく通行できることを確認しているが、今後支援を期待する車両の追加や変更が発生し車両が大型化した場合においても、道路の拡幅や整地を行い車両による物資輸送が適切に実施できるよう対応していく。</p>  <p>第7図 集合場所から発電所構内への参集ルート              (茶津門扉ルート及び大和門扉ルート)</p>	<p>【島根】名称の相違(以降、相違理由を省略)</p> <p>【島根】記載表現の相違</p> <p>【女川及び島根】記載方針の相違</p> <p>・泊は、外部からの支援を受けるためのルートについても整理した。</p> <p>記載方針の相違</p> <p>・泊は、集合場所であるエナメゾン共和寮から緊急時対策所までの参集ルートを第7図と第8図で示している。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<div data-bbox="961 201 1668 667" style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div> <p data-bbox="1020 800 1679 869">第5図 発電所構内への参集ルート及び緊急時対策所へのアクセスルート</p> <div data-bbox="1219 890 1742 932" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p data-bbox="1234 900 1727 921">本資料のうち、枠囲みの内容は機密に係る事項のため公開できません。</p> </div>	<div data-bbox="1783 191 2591 758" style="border: 1px solid yellow; width: 100%; height: 100%;"> </div> <p data-bbox="1852 800 2525 869">第8図 発電所構内への参集ルート及び緊急時対策所へのアクセスルート</p>	

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>e. 夜間及び休日における要員参集について</p>	<p>5. 夜間及び休日における要員参集について                      (1) 要員の想定参集時間</p> <p>第1表及び第2図に示すとおり、要員の大多数は発電所から半径10km圏内に居住していることから、仮に発電所から10km地点に所在する要員が、夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）において、発災30分後に自宅を出発するものとし、徒歩移動で参集する場合であっても、参集時間は約6時間30分と考えられる。</p> <p>さらに、要員集合場所（緑ヶ丘施設、宮内（社宅・寮）及び佐太前寮）に立寄り、情報収集を行った上で参集することから、情報収集する場合の時間を30分必要であると仮定した場合であっても、発電所から10kmに所在する要員は、約7時間で発電所に参集可能であると考えられる。</p>	<p>6. 夜間及び休日における要員参集について                      (1) 要員の想定参集時間</p> <p>a. 重大事故等対策の有効性評価にて期待する代替非常用発電機等への給油活動を行う要員については、事象発生後3時間以内に招集・確保する必要があることから、夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）においては共和町宮丘地区に発電所災害対策要員2名を拘束する。</p> <p>事象発生後3時間以内に徒歩で参集可能な範囲は、発電所から半径2.5km圏内にある共和町宮丘地区とする。</p> <p>b. 第2表及び第4図に示すとおり、要員の大多数は発電所から半径12.5km圏内の共和町宮丘地区、共和町（宮丘地区を除く）、岩内町及び泊村滝ノ澗地区（以下、「参集可能地域」という。）に居住していることから、仮に参集可能地域に所在する要員が、夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）において、発災30分後に自宅を出発するものとし、さらに要員の集合場所（エナメゾン共和寮）に立寄り、情報収集を行った上で参集することから、情報収集する場合の時間を30分必要であると仮定した場合であっても、徒歩移動で参集する場合で、参集時間は約10時間と考えられることから、要員参集の目安として設定した12時間以内に発電所構外から発電所へ参集する要員は十分確保可能である。</p>	<p>相違理由</p> <p>【女川及び島根】体制の相違                      ・泊は、有効性評価における給油活動を参集要員が行う。</p> <p>【女川及び島根】地理的相違                      ・泊は、発電所から半径2.5km圏内の共和町宮丘地区に約71%、共和町宮丘地区を除く発電所から半径12.5km圏内の共和町、泊村及び岩内町に約28%の発電所員が居住している。</p> <p>【島根】記載方針の相違                      ・泊は、徒歩にて12時間以内に発電所へ参集可能な地域を「参集可能地域」と定義した。</p> <p>【島根】参集時間の相違                      ・泊は、要員参集の目安として設定した12時間以内に参集要員を確保することとしており、保守的に参集時間を10時間と設定している。</p> <p>【島根】記載表現の相違                      【島根】記載方針の相違                      ・泊は、要員参集の目安として設定した12時間以内に参集可能であることを記載。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(a) 夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）において、重大事故等が発生した場合の<b>重大事故等対策要員</b>の参集動向（所在場所（準備時間を含む。）～集合場所（情報収集時間を含む。）～発電所までの参集に要する時間）を評価した。その結果、集合場所からの要員の参集手段が徒歩移動を想定した場合かつ、年末年始、ゴールデンウィーク等の大型連休（以下「大型連休」という。）であっても、<b>6時間以内に参集可能な要員は半数以上（250名以上）</b>と考えられることから、<b>要員参集の目安として設定した12時間以内に外部から発電所へ参集する要員は十分な数を確保可能であることを確認した。</b>なお、自動車等の移動手段が使用可能な場合は、より多くの要員が早期に参集することが期待できる。</p> <p>(b) <b>大型連休（土日、祝日を含む。）においては、あらかじめ参集要員を指名することにより、要員を確実に確保する。</b></p> <p>(c) さらに、<b>初動対応を確実にを行うため1時間を目途に参集可能な発電所近傍に4名、12時間を目途に参集可能な範囲に50名を拘束する。</b></p>	<p>(2) 要員参集調査</p> <p>夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）において、重大事故等が発生した場合の<b>重大事故等に対処する要員</b>の参集動向（所在場所（準備時間を含む。）～集合場所（情報収集時間を含む。）～発電所までの参集に要する時間）を評価した結果、要員の参集手段が徒歩移動のみを想定した場合かつ、年末年始やゴールデンウィーク等の大型連休であっても、<b>7時間以内に参集可能な要員は150名以上（発電所員約540名の約3割）</b>と考えられる。</p> <p>なお、自動車等の移動手段が使用可能な場合は、より多くの要員が早期に参集することが期待できる。</p>	<p>(2) 要員参集調査</p> <p>夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）において、重大事故等が発生した場合の<b>発電所災害対策要員</b>の参集動向（所在場所（準備時間を含む。）～集合場所（情報収集時間を含む。）～発電所までの参集に要する時間）を評価した結果、要員の参集手段が徒歩移動のみを想定した場合かつ、年末年始やゴールデンウィーク等の大型連休であっても、<b>10時間以内に参集可能な要員は100名以上（発電所員約490名の約2割）</b>と考えられる。</p> <p>なお、自動車等の移動手段が使用可能な場合は、より多くの要員が早期に参集することが期待できる。</p>	<p><b>相違理由</b></p> <p><b>【女川及び島根】要員参集調査結果の相違</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>泊は、大型連休であっても<b>10時間以内に100名以上が参集可能であることを要員参集調査から確認した。</b>要員参集調査結果に<b>相違</b>はあるものの、要員参集の目安として<b>いる時間以内に必要となる参集要員を確保する方針について女川及び島根と同様。</b></li> <li><b>【女川】記載方針の相違</b></li> <ul style="list-style-type: none"> <li>泊は、要員参集の目安として設定した<b>12時間以内に発電所構外から発電所へ参集する要員は十分確保可能であることを6.項(1) b. に記載。</b></li> </ul> </ul> <p><b>【女川】運用の相違</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>泊は、大型連休において<b>あらかじめ参集要員を指名する運用とはしないが、要員参集調査の結果から必要な参集要員の人数は確保できることを確認している。</b>（島根と同様）</li> </ul>



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>○1時間を目途に徒歩で参集可能な範囲は、出発準備の30分を考慮して発電所（緊急時対策所）を中心に、約2km徒歩移動圏とする（第10図）。</p> <p>約2km徒歩移動圏内には発電所事務建屋、小屋取寮等がある。例えば、小屋取寮から発電所（緊急時対策所）への移動を考えた場合、以下のとおり1時間を目途に発電所に参集できることを確認した。</p> <p>①出発準備として30分を考慮。</p> <p>②小屋取寮から発電所（緊急時対策所）までの移動ルートは、小屋取寮からの要員参集ルート（迂回ルート：徒歩移動距離約1km）を通行する（第9図）。</p> <p>③迂回ルートを使用した徒歩による参集訓練実績では、移動時間は約25分。</p> <div data-bbox="124 1157 881 1654" data-label="Image"> <p>The map shows a pink-shaded area representing the 'Emergency Response Center' (緊急時対策所) and the 'Female Power Plant Site' (女川原子力発電所). A red dot indicates the 'Small Cabin Dormitory' (小屋取寮). A dashed circle around the emergency response center is labeled 'Emergency response center centered, approximately 2km walking distance' (緊急時対策所を中心に約2km徒歩移動圏内). A blue-shaded area to the west represents the surrounding region.</p> </div> <p>第10図 参集要員の滞在範囲の目安(1時間を目途に参集)</p>	<p>また、集合場所（緑ヶ丘施設）からの参集訓練結果について別紙補足2に示す。</p>	<p>また、共和町宮丘地区からの要員参集については、大和門扉ルートを使用した徒歩による参集を想定しても、3時間で参集可能であることを確認した。</p> <p>なお、要員参集調査による評価を参考1に、要員参集の検証結果について参考2に示す。</p>	<p><b>相違理由</b></p> <p>【女川及び島根】体制の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・泊は、有効性評価における代替非常用発電機等への給油活動を参集要員が行う。給油の準備は事象発生から3時間後から開始することから、3時間以内に参集可能であることを記載している。</li> </ul> <p>【女川及び島根】記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・泊は、要員参集調査による評価を参考1に整理した。</li> <li>・泊は、要員参集の検証結果について、参考2に示す。</li> </ul>


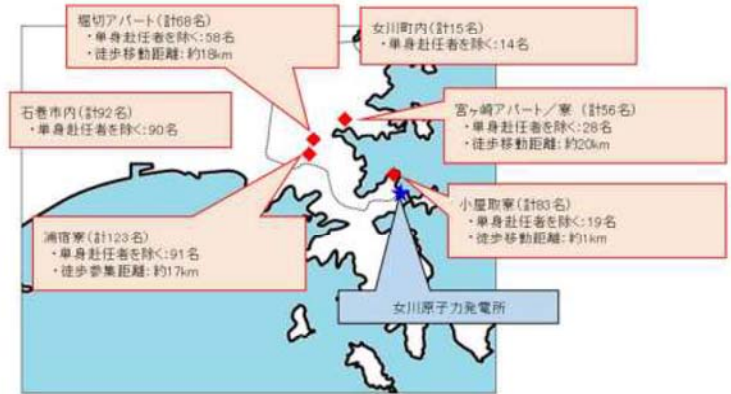
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>○12時間を目途に徒歩で参集可能な範囲<sup>*1</sup>は、集合場所（浦宿寮：女川町内）を中心に、約17km徒歩移動圏内とする（第11図）。</p> <p>※1：今後の発電所の道路整備状況等に応じて見直す可能性がある。</p> <p>・考え方</p> <p>次の前提条件のもとに、12時間のうち集合場所までの移動に使用可能な時間を算出</p> <p>①出発準備として30分を考慮。</p> <p>②集合場所（浦宿寮：女川町内）までの徒歩での移動速度は、4.0km/h<sup>*2</sup>と想定。</p> <p>③女川町内の集合場所での情報収集・装備品及び携行資機材準備等（休息含む。）に30分考慮。</p> <p>④女川町内の集合場所から発電所（緊急時対策所）までの移動距離は17km（コバルトライン12km、送電線巡視ルート5km）とする。</p> <p>⑤徒歩の移動速度は、コバルトライン（舗装道路）は4.0km/h<sup>*2</sup>、送電線巡視ルート（未舗装）は1.8km/h<sup>*3</sup>と想定。</p> <p>⑥長時間の移動を考慮して、55分移動して5分の休憩を想定。</p> <p>※2：歩行実績約5.2km/hに対して、悪天候時の影響を考慮し保守的に4.0km/hとする。</p> <p>※3：歩行実績約2.4km/hに対して、悪天候時の影響を考慮し保守的に1.8km/hとする。</p> <p>【集合場所までの移動に使用可能な時間】</p> <p>=【参集目途時間】-【出発準備時間】+【集合場所での情報収集時間】+【集合場所から発電所までの移動に要する時間】</p> <p>=12(h)-【0.5(h)】+【0.5(h)】</p> <p>+【12(km)/4(km/h)×60(m)/55(m)+5(km)/1.8(km/h)×60(m)/55(m)】</p> <p>=4.69(h)</p> <p>よって、</p> <p>【集合場所までの徒歩での移動距離】</p> <p>=4.69(h)×4(km/h)×55(m)/60(m)=17.2(km)≒17(km)</p>			<p>【女川】記載方針の相違</p> <p>・要員参集の検証結果を考慮した徒歩による集合場所までの移動可能距離については、参考2に示す。</p>

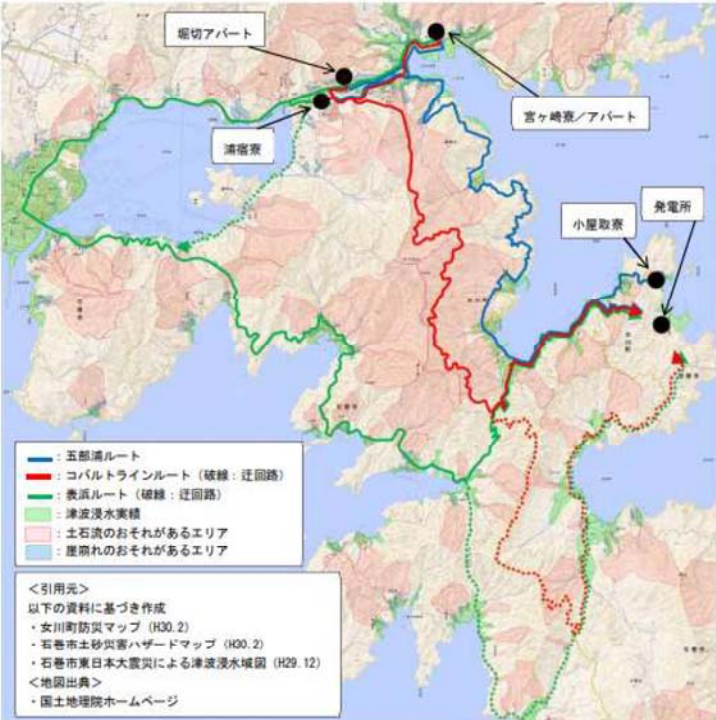
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>第11図 参集要員の滞在範囲の目安(12時間を目途に参集)</p> <p>(d) 休日における所員の所在地確認を行い、発電所周辺に所在する所員を把握することにより、あらかじめ指名した要員以外の要員を速やかに参集・確保することができる。なお、単身赴任者以外の所員は全所員の約7割であり、女川町又は石巻市に居住している(第12図)。</p>  <p>第12図 女川原子力発電所 所員の居住地(平成30年1月時点)</p>			<p>相違理由</p> <p>【女川】記載方針の相違                  ・泊の要員参集調査の結果については参考1に示す。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>f. 自然災害が参集ルートに与える影響について                      土石流や地滑り、浸水などの自然災害が参集ルートに与える影響について、女川町及び石巻市のハザードマップを用いて検討した。女川町及び石巻市のハザードマップを第13図に示す。</p>  <p>第13図 女川町及び石巻市ハザードマップ</p>			<p>【女川】記載方針の相違                      ・発電所周辺の地方公共団体のハザードマップを用いた要員参集ルートの検討については4.項、5.項にて示す。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(a) 浦宿～野々浜地区（五部浦ルート）の自然災害による影響評価                      浦宿～野々浜地区（五部浦ルート）のハザードマップを第14図に示す。本ルートの特徴は以下のとおり。</p> <p>【地震】斜面が道路に迫っている区間が多いものの、安定化対策が施されている箇所、海側に開けている箇所が多く、地震時においても通行可能である。また、女川町中心部付近等の土砂災害警戒区域又は土砂災害危険箇所についても、斜面から離れていて海側に開けており通行可能である。</p> <p>【津波】ハザードマップにおいて浸水範囲が女川町中心部、大石原浜～野々浜地区に示されており、津波の収束状況を勘案して通行する。</p> <p>【豪雨】ハザードマップにおいて、土砂災害警戒区域又は土砂災害危険箇所が示されているが、それ以外の区間は土石流が発生する可能性は少ない。また、斜面が道路に迫っている区間が多いものの、安定化対策が施されている箇所、海側に開けている箇所が多く、通行不能になることは考えにくい。</p>   <p>第14図 浦宿～野々浜地区（五部浦ルート）のハザードマップ</p>			<p>【女川】記載方針の相違                      ・発電所周辺の地方公共団体のハザードマップを用いた要員参集ルートの検討については4.項、5.項にて示す。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(b) 浦宿～野々浜地区（コバルトラインルート）の自然災害による影響評価</p> <p>浦宿～野々浜地区（コバルトラインルート）のハザードマップを第15図に示す。本ルートの特徴は以下のとおり。</p> <p>【地震】ハザードマップでは区間のほとんどに土砂災害危険箇所が示されているものの、安定化対策が施されている箇所、海側に開けている箇所が多く、地震時においても通行可能である。</p> <p>【津波】ハザードマップにおいて、浸水範囲が野々浜地区のみに示されており、津波の収束状況を勘案して通行する。また、送電線の巡視点検ルートを利用し、高台のみの通行により発電所まで参集することが可能である。なお、2011年東北地方太平洋沖地震及びその後が発生した津波による被害状況下において、浦宿～小積ICまでは車両通行可能であった。</p> <p>【豪雨】ハザードマップにおいて、ほぼ全域が土砂災害危険箇所となっている。また、斜面が道路に迫っている区間が多いものの、安定化対策が施されている箇所、海側に開けている箇所が多く、通行不能になることは考えにくい。</p> <p>なお、コバルトラインルートは、時間雨量20mm、連続雨量80mmを超えた場合に通行が規制されるため、豪雨の際は通行不可となる可能性がある。</p> <div data-bbox="261 1010 780 1766"> </div> <p>第15図 浦宿～野々浜地区（コバルトラインルート）のハザードマップ</p>			<p>【女川】記載方針の相違・発電所周辺の地方公共団体のハザードマップを用いた要員参集ルートの検討については4.項、5.項にて示す。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(c) 浦宿～野々浜地区（表浜ルート）の自然災害による影響評価                      浦宿～野々浜地区（表浜ルート）のハザードマップを第16図に示す。本ルートの特徴は以下のとおり。</p> <p>【地震】斜面が道路に迫っている区間が多く、土砂災害警戒区域又は土砂災害危険箇所も存在するものの、安定化対策が施されている箇所、道路の片側が開けている箇所が多く、地震時においても通行可能である。</p> <p>【津波】ハザードマップにおいて多くの区間が浸水範囲となることから、津波の収束状況を勘案して通行する。</p> <p>【豪雨】ハザードマップにおいて、土砂災害警戒区域又は土砂災害危険箇所が示されているが、それ以外の区間は土石流が発生する可能性は少ない。また、斜面が道路に迫っている区間が多いものの、安定化対策が施されている箇所、海側に開けている箇所が多く、通行不能になることは考えにくい。</p>   <p>第16図 浦宿～野々浜地区（表浜ルート）のハザードマップ</p>			<p>【女川】記載方針の相違                      ・発電所周辺の地方公共団体のハザードマップを用いた要員参集ルートの検討については4.項、5.項にて示す。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(d) 野々浜地区～発電所の自然災害による影響評価                      野々浜地区～発電所のハザードマップを第17図に示す。本ルートの特徴は以下のとおり。</p> <p>【地震】ハザードマップにおいて、土砂災害危険箇所が示されているが、道路の片側が開けており迂回することが可能であることから、地震時においても通行可能である。</p> <p>【津波】ハザードマップにおいて多くの区間が浸水範囲となることから、津波の収束状況を勘案して通行する。</p> <p>【豪雨】ハザードマップにおいて、土砂災害危険箇所が示されているが、それ以外の区間は土石流が発生する可能性は少ない。また、安定化対策が施されている箇所、海側に開けている箇所が多く、通行不能になることは考えにくい。</p>   <p>第17図 野々浜地区～発電所のハザードマップ</p>			<p>【女川】記載方針の相違・発電所周辺の地方公共団体のハザードマップを用いた要員参集ルートの検討については4.項、5.項にて示す。</p>



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(e) 小積 I C～発電所（送電線巡視点検ルート）の自然災害による影響評価</p> <p>小積 I C～発電所（送電線巡視点検ルート）のハザードマップを第 18 図に示す。本ルートの特徴は以下のとおり。</p> <p>【地震】ハザードマップにおいて土砂災害危険箇所が示されているが、林道であり迂回することが可能であることから、地震時においても通行可能である。</p> <p>【津波】ハザードマップにおいて浸水箇所は示されていない。</p> <p>【豪雨】ハザードマップにおいて、土砂災害危険箇所が示されているが、それ以外の区間は土石流が発生する可能性は少ない。</p>  <p>第 18 図 小積 I C～発電所（送電線巡視点検ルート）のハザードマップ</p>			<p>【女川】記載方針の相違・発電所周辺の地方公共団体のハザードマップを用いた要員参集ルートの検討については4. 項, 5. 項にて示す。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(f) 小積IC～発電所（迂回ルート）の自然災害による影響評価                      小積IC～発電所（迂回ルート）のハザードマップを第19図に示す。本ルートの特徴は以下のとおり。</p> <p>【地震】ハザードマップにおいて土砂災害危険箇所が示されているが、道路の片側が開けており迂回することも可能であることから、地震時においても通行可能である。</p> <p>【津波】ハザードマップにおいて多くの区間が浸水範囲となることから、津波の収束状況を勘案して通行する。</p> <p>【豪雨】ハザードマップにおいて、土砂災害危険箇所が示されているが、それ以外の区間は土石流が発生する可能性は少ない。また、斜面が道路に迫っている区間が多いものの、安定化対策が施されている箇所、海側に開けている箇所が多く、通行不能になることは考えにくい。</p>  <p>第19図 小積IC～発電所（迂回ルート）のハザードマップ</p>			<p>【女川】記載方針の相違・発電所周辺の地方公共団体のハザードマップを用いた要員参集ルートの検討については4.項, 5.項にて示す。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(g) 自然災害発生時の陸路の選択について</p> <p>発電所構外からの参集要員のアクセスルートについて、浦宿寮から発電所までの間の各ルートについてハザード評価を実施した。</p> <p>要員参集のアクセスルートについて、地震時、津波時、豪雨時の観点からそれぞれのルートの特徴を評価し、その結果、1つの要因で複数あるルートのすべてのルートが通行不可とならないことを確認した。</p> <p>また、参集要員がルート選択に迷わないために、津波時にはコバルトラインルート、豪雨時には五部浦ルート又は表浜ルートを優先的に選択するルートとする。</p> <p>それぞれのルートの特徴、優先的に選択するルート、ハザードマップを手順書に記載し、参集要員に事前に周知することより、参集要員は出発前に適切なルートを選択することが可能となり、安全に発電所へ移動できる。</p>			<p>【女川】記載方針の相違</p> <p>・泊は、自然災害発生時の発電所構外からの要員の参集ルート選択について、地震時には複数の参集ルートを確認していること、及び津波発生時には津波による影響を受けないルートを選択することを4.項, 5.項に記載している。</p> <p>(島根と同様)</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>&lt;参考：要員参集調査による評価&gt;</p> <p>○夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）において、重大事故等が発生した場合、<b>重大事故等対策要員</b>の参集動向をより具体的に把握するため、「平日夜間」、「休日日中」、「休日夜間」、「大型連休日中」、「大型連休夜間」の5ケースにおいて緊急呼出しがかかった場合を想定し、その時々における<b>要員の所在場所（自宅、発電所、それ以外の場所の場合は集合場所までの参集時間を回答）</b>を調査することで、参集状況を評価した。</p> <p>○出発場所での準備時間 30 分及び集合場所（浦宿寮）での情報収集・装備等準備時間 30 分を考慮した。</p> <p>○小屋取寮所在者は、<b>直接発電所に参集するとした。</b></p> <p>○宮ヶ崎寮／アパート、堀切アパート所在者は、状況が確認できている場合は直接発電所に参集することとしているが、今回の評価上は、必要に応じて装備等の準備を行うため、浦宿寮を経由するとして評価した。</p>	<p>&lt;参考：要員参集調査による評価&gt;</p> <p>○夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）において、重大事故等が発生した場合の<b>重大事故等に対処する要員</b>の参集動向をより具体的に把握するため、「平日夜間」「休日日中」「休日夜間」「大型連休日中」「大型連休夜間」の5ケースにおいて緊急呼び出しがかかった場合を想定し、その時々における<b>要員の所在場所（発電所からの直線距離に応じた区分を回答）</b>を調査することで、参集状況を評価する。（第7図及び第8図）</p> <p>○参集の流れは、所在場所（準備時間を含む。）～集合場所（情報収集時間を含む。）～発電所までの移動とする。</p> <p>○集合場所（緑ヶ丘施設、宮内（社宅・寮）及び佐太前寮）での情報収集時間 30 分を考慮する。（第6図）</p>	<p>&lt;参考1&gt;</p> <p>要員参集調査による評価</p> <p>○夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）において、重大事故等が発生した場合の<b>発電所災害対策要員</b>の参集動向をより具体的に把握するため、「平日夜間」「休日日中」「休日夜間」「大型連休日中」「大型連休夜間」の5ケースにおいて緊急呼び出しがかかった場合を想定し、その時々における<b>要員の所在場所</b>を調査することで、参集状況を評価する。（第2図及び第3図）</p> <p>○参集の流れは、所在場所（準備時間を含む。）～集合場所（情報収集時間を含む。）～発電所までの移動とする。</p> <p>○所在場所での出発準備時間 30 分を考慮する。</p> <p>○集合場所（エナメゾン共和寮）での情報収集時間 30 分を考慮する。（第1図）</p>	<p>【女川及び島根】記載表現の相違</p> <p>【女川及び島根】要員参集調査方法の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・泊は、要員の所在場所（共和町宮丘地区、岩内町等）を調査し、徒歩移動のみであっても所在場所から 10 時間以内に参集可能であることを確認している。</li> </ul> <p>【女川】記載表現の相違（島根と<b>同様</b>）</p> <p>【島根】記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・島根は、出発までの準備時間を考慮することを「参考 第7図、第8図」に記載している。</li> </ul> <p>【女川】地理的要因による相違</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>○過去5回の要員参集調査を実施し、重大事故等が発生した場合の重大事故等に対処する要員の参集動向を評価した結果、年末年始やゴールデンウィーク等の大型連休であっても、7時間以内に参集可能な重大事故等に対処する要員は150名以上(発電所員約540名の約3割)と考えられる。このことから、夜間及び休日(平日の勤務時間帯以外)の初動体制の拡大を図り、長期的な事故対応を行うために外部から発電所へ参集する緊急時対策要員(54名)は、要員参集の目安としている8時間以内に確保可能であることを確認している*。</p> <p>※：(a)平成28年5月：162名(うち、実施組織109名(復旧班49名、プラント監視班60名))                      (b)平成29年5月：167名(うち、実施組織118名(復旧班67名、プラント監視班51名))                      (c)平成30年1月：151名(うち、実施組織102名(復旧班50名、プラント監視班52名))                      (d)令和元年1月：157名(うち、実施組織105名(復旧班49名、プラント監視班56名))                      (e)令和2年1月：221名(うち、実施組織145名(復旧班74名、プラント監視班71名))</p>	<p>○過去4回の要員参集調査を実施し、重大事故等が発生した場合の発電所災害対策要員の参集動向を評価した結果、年末年始やゴールデンウィーク等の大型連休であっても、10時間以内に参集可能な発電所災害対策要員は100名以上(発電所員約490名の約2割)と考えられる。このことから、夜間及び休日(平日の勤務時間帯以外)の初動体制の拡大を図り、長期的な事故対応を行うために外部から発電所へ参集する発電所災害対策要員(27名)は、要員参集の目安としている12時間以内に確保可能であることを確認している*。</p> <p>※：要員参集調査の期間、参集可能な要員数等は以下のとおり。                      (a)2020年12月26日(土)～2021年1月5日(火)：130名(うち、実施組織91名(運転班66名、工作班<sup>※1</sup>25名))                      (b)2021年4月29日(木)～2021年5月9日(日)：118名(うち、実施組織80名(運転班61名、工作班<sup>※1</sup>19名))                      (c)2021年12月24日(金)～2022年1月4日(火)：106名(うち、実施組織76名(運転班58名、工作班<sup>※1</sup>18名))                      (d)2022年4月29日(金)～2022年5月8日(日)：128名(うち、実施組織87名(運転班65名、工作班<sup>※1</sup>22名))</p> <p>※1：工作班とは、電気工作班、機械工作班及び土木建築工作班をいう。</p>	<p><b>相違理由</b></p> <p>【島根】要員参集調査結果の相違                      ・泊は、大型連休であっても10時間以内に100名以上が参集可能であることを要員参集調査から確認した。要員参集調査結果に相違はあるものの、要員参集の目安としている時間以内に必要となる参集要員を確保する方針について女川及び島根と同様。                      【島根】参集要員の人数の相違                      ・泊は、12時間以内に参集要員27名を確保し発電所対策本部を強化する。参集要員の人数に相違はあるものの、女川及び島根と同様に対策本部として必要な機能は確保できる。</p> <p>【女川】記載方針の相違                      ・泊は、要員参集調査の期間における参集可能な要員数と、実施組織の人数を記載した。(島根と同様)</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉

島根原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由



第20図 要員参集の流れについて（イメージ）



第6図 要員参集の流れについて（イメージ）



第1図 要員参集の流れについて（イメージ）

1. 車が使える場合（第21図）

- 4時間以内に約9割の要員が参集可能な場所にいることを確認した（大型連休は除く。）
- 大型連休においても、4時間以内に約7割の要員が参集可能な場所にいることを確認した。

a. 車が使える場合（第7図）

- 3時間30分以内に約8割の要員が参集可能な場所にいることを確認した。（大型連休は除く。）
- 大型連休でも、3時間30分以内に約5割の要員が参集可能な場所にいる。

a. 車が使える場合（第2図）

- 5時間30分以内に参集可能な場所（発電所から半径12.5km圏内）に約3割の要員が、12時間以内に参集可能な場所（発電所から半径30km圏内及び札幌市を含む）に約7割の要員が所在していることを確認した。（大型連休は除く。）
- 大型連休でも、12時間以内に約6割の要員が参集可能な場所（発電所から半径30km圏内及び札幌市を含む）にいることを確認した。

【女川及び島根】要員参集調査結果の相違  
 ・泊は、大型連休であっても、車が使える場合には徒歩移動のみの場合に比べ、12時間以内に参集可能な要員が増加することを調査から確認し記載している。調査結果に相違はあるものの、要員参集の目安としている時間以内に必要となる要員を確保することについて女川及び島根と同様。  
 【女川及び島根】記載方針の相違  
 ・泊は、徒歩による参集可能地域から車を使える場合の参集時間に加えて、要員参集時間の目安である12時間以内に参集可能な要員数についても記載した。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【比較のため本比較表の抜粋を掲載（比較表 p1.0.2-補足 10-32）】</p> <p>2. 集合場所（浦宿寮）から徒歩で参集する場合（第22図）</p> <p>○車を使用した場合に比べ要員参集のタイミングが遅くなるが、9割程度の要員は、6時間以内に参集可能な場所にいることを確認した（大型連休は除く。）。</p> <p>○通常の休日と大型連休を比較すると、大型連休の6時間以内の参集要員は通常と比較して約3割少ないが、6時間以内に約6割の要員が参集可能な場所にいることを確認した。</p>	<p>b. 徒歩移動のみの場合（第8図）</p> <p>○車を使用した場合に比べ要員参集のタイミングが遅くなるが、6割程度の要員は、7時間以内に参集可能な場所にいることを確認した。（大型連休は除く。）</p> <p>○通常の休日と大型連休を比較すると、大型連休には約3割多い要員が半径10km圏内から不在（徒歩7時間以上）となるが、7時間以内で参集可能な要員は約3割。</p>	<p>b. 徒歩移動のみの場合（第3図）</p> <p>○車を使用した場合に比べ要員参集のタイミングが遅くなるが、約3割の要員は、10時間以内に参集可能な場所にいることを確認した。（大型連休は除く。）</p> <p>○通常の休日と大型連休を比較すると、大型連休には要員が共和町宮丘地区、岩内町等の参集可能地域から不在（徒歩10時間以上）となるが、10時間以内で参集可能な要員は約2割。</p>	<p>【女川及び島根】要員参集調査結果の相違</p> <p>・泊は、大型連休であっても10時間以内に100名以上が参集可能であることを要員参集調査から確認した。要員参集調査結果に相違はあるものの、要員参集の目安として、いる時間以内に必要となる参集要員を確保する方針について女川及び島根と同様。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

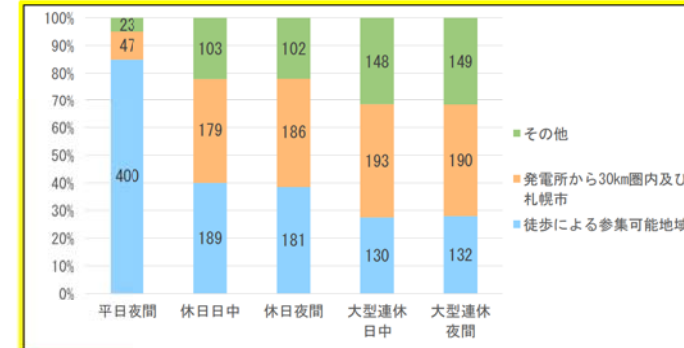
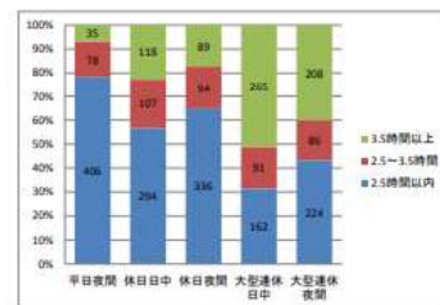
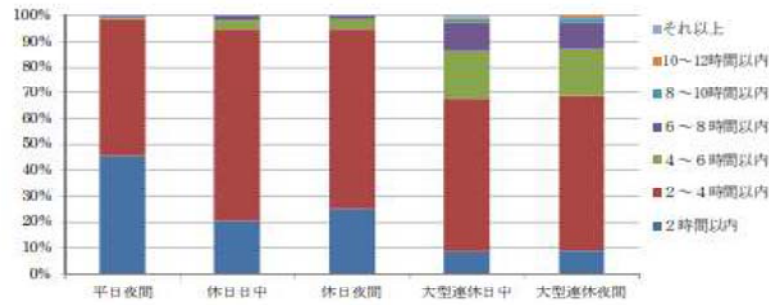
1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉

島根原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

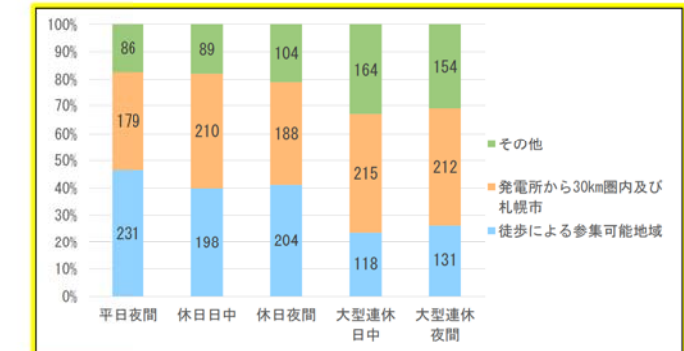
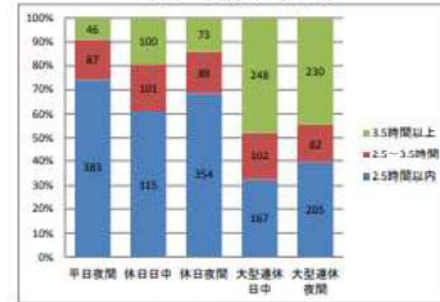
相違理由



※ それぞれの滞在場所から、以下の集合場所又は集合場所までの移動に要する時間を回答してもらい、その時間に以下の数値を加えた上で算出。  
 ・小憩取寄、浦宿寮に所在の場合  
 → 出発準備時間（30分）、発電所までの所要時間を加算して評価  
 ・小憩取寄、浦宿寮以外の場所に所在の場合  
 → 出発時間（30分）、集合場所（浦宿寮）までの所要時間、集合場所（浦宿寮）での情報収集・装備等準備時間（30分）、発電所までの所要時間を加算して評価

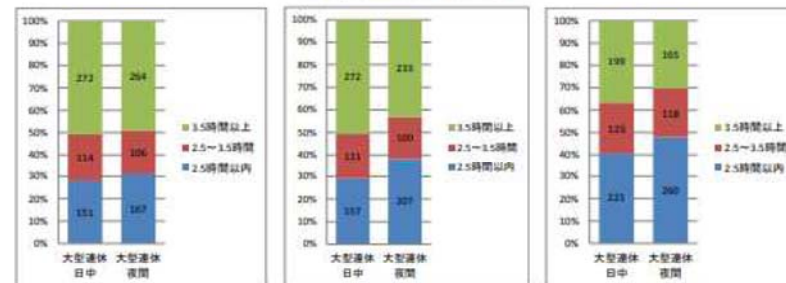
(a) 平成28年5月

(a) 2020年12月26日(土)～2021年1月5日(火)

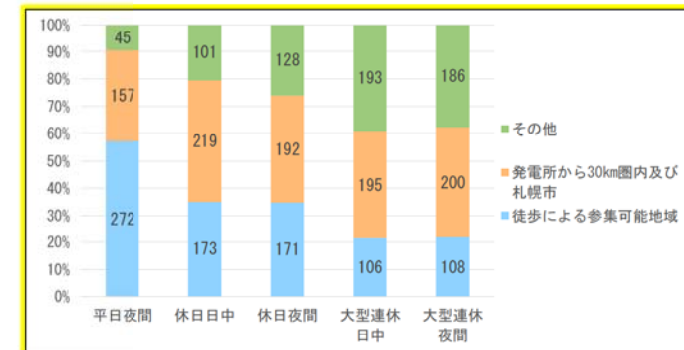


(b) 平成29年5月

(b) 2021年4月29日(木)～2021年5月9日(日)



(c) 平成30年1月 (d) 令和元年1月 (e) 令和2年1月



(c) 2021年12月24日(金)～2022年1月4日(火)

第21図 要員参集シミュレーション結果（車が使えない場合）

※：発電所からの直線距離に応じた区分を回答してもらい、その区分に応じた移動時間（30分以内（～10km）、30分～1.5時間（10～30km）、1.5時間以上（30km～））に以下の数値を加えて算出。  
 ・出発までの準備時間：30分  
 ・集合場所での情報収集時間：30分  
 ・集合場所から発電所間に設ける一時立寄場所に駐車し、そこから徒歩で発電所までの移動時間：1時間

第7図 要員参集シミュレーション結果（車でアクセス可能）

第2図 要員参集シミュレーション結果（車でアクセス可能）  
 (1/2)



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p style="text-align: center;">泊発電所3号炉</p>  <p>※：2022年5月2日、2022年5月6日は平日だが、発電所が休日体制であるため、休日とした。                  (d) 2022年4月29日(金)～2022年5月8日(日)</p> <p>※：調査の対象期間中の所在場所を回答してもらった。車を使用した場合の要員参集シミュレーションについては以下の事項を考慮した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・所在場所から共和町宮丘地区（集合場所）までの区間は車での移動とする。</li> <li>・共和町宮丘地区（集合場所）から緊急時対策所までの区間は、大和門扉ルートを経由し徒歩による参集として、参集時間は3時間とした。</li> <li>・所在場所での出発準備時間：30分</li> <li>・集合場所での情報収集時間：30分</li> </ul> <p>※：棒グラフ内の数値は、発電所災害対策要員の人数を示す。</p> <p style="text-align: center;">第2図 要員参集シミュレーション結果（車でアクセス可能）                  (2/2)</p>	<p>【女川及び島根】要員参集調査方法の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・泊は、要員の所在場所（共和町宮丘地区、岩内町、札幌市等）を調査し、車が使える場合、所在場所から12時間以内に参集可能であることを確認している。</li> </ul>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉

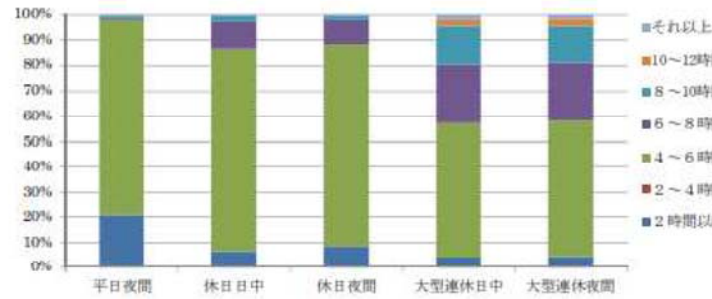
【本比較表のp1.0.2-補足10-29にて比較する】  
 2. 集合場所（浦宿寮）から徒歩で参集する場合（第22図）  
 ○車を使用した場合に比べ要員参集のタイミングが遅くなるが、9割程度の要員は、6時間以内に参集可能な場所にいることを確認した（大型連休は除く。）  
 ○通常の休日と大型連休を比較すると、大型連休の6時間以内の参集要員は通常と比較して約3割少ないが、6時間以内に約6割の要員が参集可能な場所にいることを確認した。

島根原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

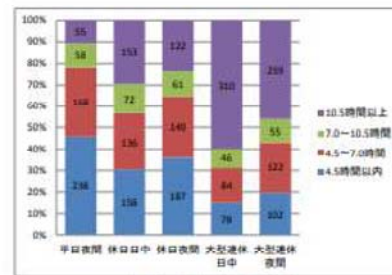
相違理由

【女川】記載方針の相違  
 ・泊は、徒歩移動のみであっても所在場所から10時間以内に参集可能な要員の割合について、参考1 b.項に記載している。

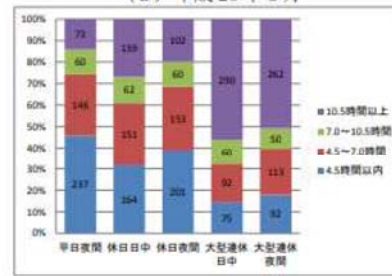


※ それぞれの潜在場所から、以下の集合場所又は集合場所までの移動に要する時間を回答してもらい、その時間以下の数値を加えた上で算出。  
 ・小居取車、浦宿寮に所在の場合  
 → 出発準備時間（30分）、発電所までの所要時間を加算して評価  
 ・小居取車、浦宿寮以外の場所に所在の場合  
 → 出発時間（30分）、集合場所（浦宿寮）までの所要時間、集合場所（浦宿寮）での情報収集・装備等準備時間（30分）、発電所までの所要時間を加算して評価

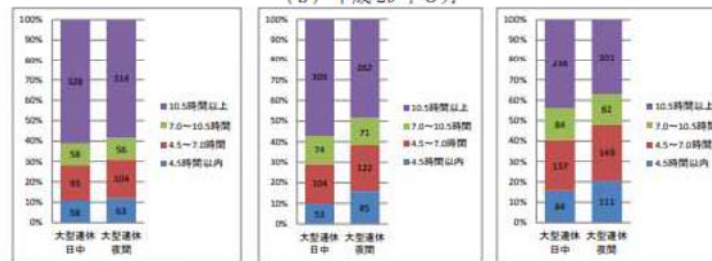
第22図 要員参集シミュレーション結果（集合場所から徒歩で参集する場合）



(a) 平成28年5月



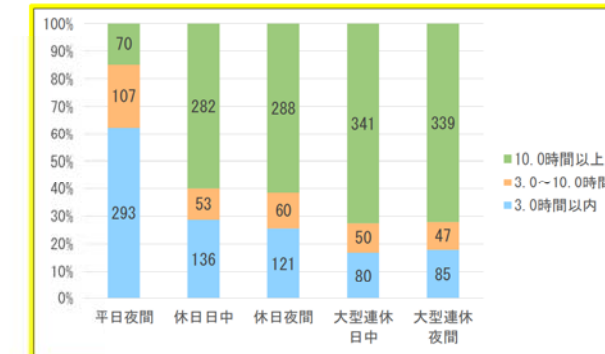
(b) 平成29年5月



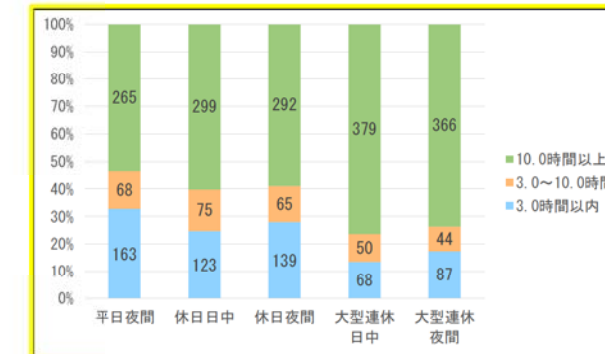
(c) 平成30年1月 (d) 令和元年1月 (e) 令和2年1月

※：出発までの準備時間を考慮の上、天候が良好な状況を想定し、集合場所を経由した場合の発電所（緊急時対策所）までの移動距離4.0時間以内（～3.5km）、4.0～6.5時間（3.5～10km）、6.5～10.0時間（10～20km）、10.0時間以上（20km～）により算出。なお、移動速度は参集訓練の実績（4.0km/h（67m/min））を基に算出している。  
 ※：発電所からの直線距離に応じた区分を回答。  
 ※：集合場所での情報収集時間の30分を考慮。

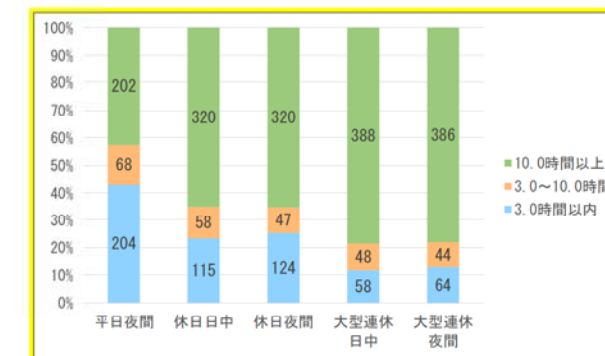
第8図 要員参集シミュレーション結果（徒歩移動のみ）



(a) 2020年12月26日(土)～2021年1月5日(火)



(b) 2021年4月29日(木)～2021年5月9日(日)



(c) 2021年12月24日(金)～2022年1月4日(火)

第3図 要員参集シミュレーション結果（徒歩移動のみ）（1/2）